

会議録第 10 号（18 の 10）

五戸町議会第 10 回定例会会議録

令和 7 年 3 月 6 日

招 集

五戸町議会事務局

五戸町議会第10回定例会会議録

目次

ページ

会期	1
町長提出議案件名	1
議員提出議案件名	3

□3月6日（木曜日）第1号

招集告示	5
議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
応招議員	5
出席議員	5
欠席議員	6
事務局出席職員氏名	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開会宣告・開議	7
諸般の報告の朗読省略	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議案第5号から議案第38号まで一括議題	7
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	7
休会期間の決定	20
散会	20

□3月10日（月曜日）第2号

議事日程	21
本日の会議に付した事件	21
出席議員	21
欠席議員	21
事務局出席職員氏名	21

説明のため出席した者の職氏名	2 1
開議	2 3
諸般の報告の朗読省略	2 3
一般質問	
◎高奥浩明君（一問一答）(1)神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する	
協定について (2)学生が勉強できる場について (3)	
町内のインフラ点検・整備状況について	2 3
答弁（町長 若宮佳一君）	2 5
同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君）	2 9
○高奥浩明君（再質問）(1)神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協	
定について	3 0
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	3 0
○高奥浩明君（再質問）(1)神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協	
定について	3 0
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	3 0
○高奥浩明君（再質問）(2)学生が勉強できる場について	3 1
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	3 2
○高奥浩明君（再質問）(2)学生が勉強できる場について	3 2
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	3 2
○高奥浩明君（再質問）(2)学生が勉強できる場について	3 3
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	3 3
○高奥浩明君（再質問）(3)町内のインフラ点検・整備状況について	3 3
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	3 4
○高奥浩明君（再質問）(3)町内のインフラ点検・整備状況について	3 4
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	3 4
○高奥浩明君（再質問）(3)町内のインフラ点検・整備状況について	3 4
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	3 5
○高奥浩明君（再質問）(3)町内のインフラ点検・整備状況について	3 5
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	3 5
○高奥浩明君（再質問）(3)町内のインフラ点検・整備状況について	3 5

答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	36
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	36
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	36
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	36
答弁（参事・都市計画課長事務取扱 高谷忠憲君）	37
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	37
答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君）	37
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	38
答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君）	38
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	38
答弁（総合病院事務局長 上山貴久君）	38
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	38
答弁（参事・健康増進課長事務取扱 川村 豊君）	39
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	39
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	39
○高奥浩明君（再質問）（3）町内のインフラ点検・整備状況について	40
◎鈴木隆也君（一問一答）（1）野生鳥獣被害防止対策について （2）児童の放課後 の活動支援について	40
答弁（町長 若宮佳一君）	42
同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君）	43
○鈴木隆也君（再質問）（1）野生鳥獣被害防止対策について	45
答弁（農林課長 小村隆幸君）	46
○鈴木隆也君（再質問）（1）野生鳥獣被害防止対策について	46
答弁（農林課長 小村隆幸君）	47
○鈴木隆也君（再質問）（1）野生鳥獣被害防止対策について	47
答弁（農林課長 小村隆幸君）	48
○鈴木隆也君（再質問）（1）野生鳥獣被害防止対策について	48
答弁（農林課長 小村隆幸君）	49
○鈴木隆也君（再質問）（1）野生鳥獣被害防止対策について	49
答弁（農林課長 小村隆幸君）	49

○鈴木隆也君（再質問）(1)野生鳥獣被害防止対策について	5 0
答弁（農林課長 小村隆幸君）	5 1
○鈴木隆也君（再質問）(2)児童の放課後の活動支援について	5 2
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	5 2
○鈴木隆也君（再質問）(2)児童の放課後の活動支援について	5 3
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	5 3
○鈴木隆也君（再質問）(2)児童の放課後の活動支援について	5 3
答弁（教育委員会教育長 澤田 尚君）	5 4
○鈴木隆也君（再質問）(2)児童の放課後の活動支援について	5 4
休憩・開議	5 5
◎豊田孝夫君（一問一答）(1)道路使用における占用料について (2)ふるさと納税	
における町の収入について	5 5
答弁（町長 若宮佳一君）	5 7
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	5 9
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 0
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 0
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 0
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 1
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 1
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 1
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 1
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 2
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 2
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 2
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 2
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 3

答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 3
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 3
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 4
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 4
○豊田孝夫君（再質問）(1)道路使用における占用料について	6 4
答弁（参事・建設整備課長事務取扱 小保内一典君）	6 4
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 5
答弁（参事・財政課長事務取扱 竹洞晴生君）	6 5
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 5
答弁（参事・財政課長事務取扱 竹洞晴生君）	6 6
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 6
答弁（参事・財政課長事務取扱 竹洞晴生君）	6 6
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 7
答弁（参事・財政課長事務取扱 竹洞晴生君）	6 7
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 8
答弁（農林課長 小村隆幸君）	6 8
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 9
答弁（参事・総務課長事務取扱 石田博信君）	6 9
○豊田孝夫君（再質問）(2)ふるさと納税における町の収入について	6 9
◎佐々木喜克君（一問一答）(1)五戸町診療所開設奨励金について（2）合併70周年記念事業について	7 0
答弁（町長 若宮佳一君）	7 1
同じ（教育委員会教育長 澤田 尚君）	7 4
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町診療所開設奨励金について	7 4
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 5
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町診療所開設奨励金について	7 5
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 5
○佐々木喜克君（再質問）(1)五戸町診療所開設奨励金について	7 5
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 5

○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 6
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 6
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 6
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 6
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 7
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 7
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 7
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 7
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 8
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 8
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 8
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 8
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 8
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 8
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 9
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 9
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 9
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	7 9
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	7 9
答弁（総合病院事務局長 上山貴久君）	8 0
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	8 0
答弁（参事・総合政策課長事務取扱 手倉森 崇君）	8 0
○佐々木喜克君（再質問）（1）五戸町診療所開設奨励金について	8 1
答弁（町長 若宮佳一君）	8 1
同じ（総合病院事務局長 上山貴久君）	8 1
○佐々木喜克君（再質問）（2）合併70周年記念事業について	8 2
答弁（教育委員会教育課長 櫻井篤史君）	8 3
○佐々木喜克君（再質問）（2）合併70周年記念事業について	8 3
答弁（町長 若宮佳一君）	8 4
○佐々木喜克君（再質問）（2）合併70周年記念事業について	8 4

一般質問終結	8 4
散会	8 5

□ 3 月 1 2 日（水曜日）第 3 号

議事日程	8 7
本日の会議に付した事件	8 7
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
事務局出席職員氏名	8 7
説明のため出席した者の職氏名	8 8
開議	8 9
議案第 2 2 号から議案第 2 9 号まで一括議題	8 9
質疑・答弁	8 9
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	9 2
採決（原案可決）	9 3
議案第 5 号から議案第 2 1 号まで及び議案第 3 0 号から議案第 3 8 号まで一括議 題	9 3
質疑（なし）	9 3
予算特別委員会の設置について	9 3
予算特別委員会の口頭招集	9 4
委員会付託	9 4
休会期間の決定	9 4
散会	9 4

□ 3 月 1 7 日（月曜日）第 4 号

議事日程	9 5
本日の会議に付した事件	9 5
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
事務局出席職員氏名	9 6

説明のため出席した者の職氏名	9 6
開議	9 8
諸般の報告の朗読省略	9 8
議案第 5 号から議案第 2 1 号まで及び議案第 3 0 号から議案第 3 8 号まで一括議 題	9 8
委員長報告（予算特別委員会副委員長 川崎七洋君）	9 8
委員長報告（総務常任委員会委員長 豊田孝夫君）	9 8
委員長報告（経済常任委員会副委員長 三浦専治郎君）	9 9
委員長報告（民生常任委員会委員長 鈴木隆也君）	9 9
委員長報告に対する質疑（なし）・討論（なし）	1 0 0
採決（原案可決）	1 0 0
議案第 3 9 号から議案第 4 4 号まで一括議題	1 0 0
提案理由説明（町長 若宮佳一君）	1 0 0
質疑・答弁	1 0 1
質疑終結・委員会付託省略・討論（なし）	1 0 2
採決（原案可決・同意）	1 0 3
議会案第 1 号	1 0 3
提案理由説明（松山泰治君）	1 0 4
質疑（なし）・委員会付託省略・討論（なし）	1 0 4
採決（原案可決）	1 0 4
議員派遣の件について	1 0 5
委員会の閉会中の継続調査申出（総務、経済、民生、広報常任委員長及び議会運営 委員長）	1 0 5
町長挨拶	1 0 6
閉会宣告	1 0 6
署名	1 0 7

巻末掲載

第 9 回臨時会閉会（2 月 1 3 日）以後の諸般の報告（1 9）	1 0 9
令和 7 年 3 月 6 日以後の諸般の報告（2 0）	1 1 5

議案付託表	1 1 7
令和 7 年 3 月 1 2 日以後の諸般の報告（2 1）	1 1 9
委員会審査報告書（予算特別委員長）	1 2 1
委員会審査報告書（総務常任委員長）	1 2 3
委員会審査報告書（経済常任委員長）	1 2 5
委員会審査報告書（民生常任委員長）	1 2 6
議員派遣の件について	1 2 7
閉会中継続調査申出書（総務常任委員長）	1 3 0
閉会中継続調査申出書（経済常任委員長）	1 3 1
閉会中継続調査申出書（民生常任委員長）	1 3 2
閉会中継続調査申出書（広報常任委員長）	1 3 3
閉会中継続調査申出書（議会運営委員長）	1 3 4

五戸町議会第10回定例会会議録

令和7年3月 6日 開会

令和7年3月17日 閉会

○ 町長提出議案件名

- 議案第 5 号 五戸町避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例案
- 議案第 6 号 五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 7 号 五戸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 8 号 五戸町課設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第 9 号 五戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第16号 五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第17号 五戸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第18号 五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第19号 五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案

- 議案第 20 号 五戸町都市公園条例の一部を改正する条例案
- 議案第 21 号 ひばり野スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第 22 号 令和 6 年度五戸町一般会計補正予算（第 11 号）
- 議案第 23 号 令和 6 年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 24 号 令和 6 年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 25 号 令和 6 年度五戸町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 26 号 令和 6 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 27 号 令和 6 年度五戸町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 28 号 令和 6 年度五戸町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 29 号 令和 6 年度五戸町病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 30 号 令和 7 年度五戸町一般会計予算
- 議案第 31 号 令和 7 年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 32 号 令和 7 年度五戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 33 号 令和 7 年度五戸町介護保険特別会計予算
- 議案第 34 号 令和 7 年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算
- 議案第 35 号 令和 7 年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第 36 号 令和 7 年度五戸町簡易水道事業会計予算
- 議案第 37 号 令和 7 年度五戸町下水道事業会計予算
- 議案第 38 号 令和 7 年度五戸町病院事業会計予算

（以上 34 件 3 月 6 日提出）

-
- 議案第 39 号 工事請負契約の締結について
（歴史みらいパーク噴水広場改修工事）
- 議案第 40 号 工事請負契約の一部変更について
（産直施設用地造成工事）
- 議案第 41 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第 42 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第 43 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 議案第 44 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

（以上 6 件 3 月 17 日提出）

○ 議員提出議案件名

議会案第 1 号 五戸町議会会議規則の一部を改正する規則案

(以上 1 件 3 月 1 7 日提出)

五戸町議会第10回定例会会議録

第1号

五戸町告示第11号

五戸町議会第10回定例会を令和7年3月6日五戸町役場議場に招集する。

令和7年2月19日

五戸町長 若宮 佳一

議 事 日 程

第1号

令和7年3月6日（木曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第5号から議案第38号まで

（町長提出、提案理由説明）

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第5号から議案第38号まで

（町長提出、提案理由説明）

○ 応招議員 14名

○ 出席議員 13名

議 長	川 村 浩 昭 君	副 議 長	松 山 泰 治 君
3 番	佐々木 喜 克 君	4 番	高 奥 浩 明 君
5 番	柏 田 匡 智 君	6 番	川 崎 七 洋 君
7 番	鈴 木 隆 也 君	8 番	大久保 和 夫 君
9 番	豊 田 孝 夫 君	10 番	大 沢 義 之 君
11 番	尾 形 裕 之 君	12 番	中川原 賢 治 君
14 番	三 浦 俊 哉 君		

○ 欠席議員 1名

1 3 番 三 浦 專治郎 君

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 赤 坂 和 浩 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 参 務 取 扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 参 務 取 扱	手倉森 崇 君
総 合 政 策 課 長 政 策 調 整 室 長	中 里 誠 君	参事・財政課長 参 務 取 扱	竹 洞 晴 生 君
税 務 課 長	小野寺 克 仁 君	福 祉 課 長	赤 坂 哲 也 君
介 護 支 援 課 長	佐々木 衛 君	参事・健康増進課長 参 務 取 扱	川 村 豊 君
参事・住民課長 参 務 取 扱	志 村 要 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
参事・建設整備課長 参 務 取 扱	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 参 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教 育 委 員 会			
教 育 長	澤 田 尚 君	教 育 課 長	櫻 井 篤 史 君
農 業 委 員 会			
会 長	岩 井 壽美雄 君	事 務 局 次 長	大 沢 直 明 君
選挙管理委員会			
委 員 長	根 岸 英 治 君		
代表監査委員	前 田 一 馬 君		

午前１０時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日をもって招集されました五戸町議会第10回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（１９） 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第１「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において川崎七洋議員、鈴木隆也議員及び豊田孝夫議員を指名いたします。

○議長（川村浩昭君） 日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から３月17日までの12日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から３月17日までの12日間と決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第３「議案第５号から議案第38号まで」の34件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、五戸町議会第10回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中を御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

五戸町が大好きな若宮佳一です。58歳２か月になりました。

岩手県大船渡市をはじめとする岩手県南部の大規模山林火災により犠牲になられた方や被

災された方々には、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早く心穏やかな日常に戻られますことをお祈り申し上げます。

五戸町も、先日、消防団による初午行事が執り行われました。消防団におかれては、日頃より町内での火災予防の意識を高めていただいていることに対しまして感謝を申し上げます。時節柄、空気が乾燥し、風が強い日も多くなりました。町民皆様には、今一度、火の取扱いに十分気を付けていただきますようお願いいたします。

昨年を振り返りますと、当町は平成の大合併による旧倉石村との合併20周年の節目の年に当たり、記念事業など滞りなく終えることができ、休止していた倉石温泉も再開できました。

また、夏まつりや五戸まつりを始めとするイベントや行事が盛大に開催され、町民皆様のにぎわいが地域活性化に与える影響が非常に大きいことを改めて感じた1年であり、皆様の御理解と御協力に改めて感謝の気持ちを表したいと思います。

引き続き、地域住民皆様の安心な暮らしを守るため、誠心誠意努力をし続ける所存です。議員各位には、引き続き御指導と御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

今定例会は、新年度各会計当初予算を始め、各般にわたる議案について御審議を願うものでありますが、議案の説明に入る前に町政の諸般の概要を報告し、私の令和7年度に向けての町政運営に臨む所信の一端と当初予算編成について申し述べ、御審議の参考に供したいと存じます。

始めに、水田農業政策についてであります。

青森県では、青森県農業再生協議会が国に代わって独自に市町村別の生産数量目標を設定し、情報提供という形で目標値を示しております。これを受け、青森県から五戸町へは前年度の目標値に比べ388トン多い4,105トン、面積換算では62ヘクタール多い703ヘクタールが配分されました。

町では、本目標を水田農家に情報提供し、各農家の水稻営農計画の取りまとめを行っているところであります。

米価については、昨年の夏頃から全国各地で米不足が発生し、価格が高騰しました。令和6年産米が流通してもなお、高値で推移しております。様々な要因が重なり米価へ大きく影響しておりますので、今後も需要に合わせた主食用米の生産調整を進めていただきたいと思います。

次に、総務省自治財政局が取りまとめた令和7年度地方財政計画の規模は97兆100億円程度と前年度比でプラス3.6%程度、3兆3,700億円程度の増額となっております。また、令和

7年度の地方交付税総額は18兆9,574億円と前年度比でプラス1.6%、2,904億円の増額となっております。

本町において、地方交付税は43億5,300万円、対前年度比でプラス0.9%、4,000万円の増額を見込んでおります。

自主財源の町税ですが、町税全体で13億3,576万7千円、対前年度比でマイナス0.3%、418万円の減額を見込んでおります。

このような状況の中で、新年度予算編成においては、健全で持続可能な財政運営を確保するため、最小の経費で最大の効果を目的とした町税収入等の歳入規模に見合った歳出予算を念頭に予算編成を行った結果、新年度の一般会計予算総額は、対前年比9.1%増の105億2,633万7千円となりました。

新年度一般会計予算に計上した各分野別の概要であります。生活環境分野では、約17億8,700万円、産業振興分野では、約12億4,500万円、保健・医療・福祉分野では、約36億9,500万円、教育・文化分野では、約12億7,400万円、行財政運営分野では、約24億6,100万円、住民協働・地域活動分野では、約6,500万円を計上しております。

それでは、令和7年度予算に計上した事業の概要と、私の所信の一端を申し述べます。

まず、新たな時代を生きる子ども達や若者世代を育むとともに、町民の安心な暮らしと命・健康を守り、農業をはじめとする産業やまつり、文化・伝統、教育を次世代へ繋ぐための大切な一年にしたいと思います。

令和7年は昭和30年、昭和の大合併から70年の節目の年となります。昭和30年7月1日、五戸町、川内村、浅田村の県会第1号をもって新五戸町が誕生し、その年の7月29日に野沢村、現在の新郷村の一部であった手倉橋地区を編入、10月19日に豊崎村、現在の八戸市の一部であった豊間内・上長下・下長下地区を編入し、新たな五戸町が誕生しています。

時代の流れとともに幾多の変遷を繰り返してまいりましたが、地域住民の御理解と御協力のもと、今日の五戸町を築くことができましたことに改めて御礼と感謝の気持ちを表したいと思います。

昨年、五戸まつり条例を制定しました。五戸まつりをはじめ、伝統行事や地域イベントなど、安全に配慮した開催を積極的に支援し、まつり、文化、伝統を次世代へ継承することを目指します。

農業分野では、今年度より収入保険の保険料掛け金の一部補助制度を設けました。自然災害や病気のときなど収入が減ったときに、減った収入を補ってくれる保険制度ですので、農

家の皆様方には安心して取り組んでもらいたいと思います。

昨年10月より青森県と連携し、学校給食費の無償化を行っています。今年も出産・子育て応援事業、新生児祝い金、若者世帯家賃補助事業、保育料・副食費の無償化、高校生までのインフルエンザ予防接種と医療費無償化など、子育て支援は引き続き継続します。

五戸総合病院は五戸地方の地域医療の拠点です。安定的な経営を目指すとともに、町民皆様の健康を守り、健康診断受診率向上を目指します。町民皆様の健康こそが地域の活力であり、にぎわいの創出につながります。御自身の健康を意識され、毎日を大切に過ごしていただきたいと切に願うものです。

住民の皆様の利便性向上のため、来月からライフイベントに関連した行政手続のほとんどがワンストップで行える総合窓口を開設し、行政サービスの向上に努めます。

「教育のまち五戸」の象徴となる統合五戸中学校ですが、令和7年度は校舎改築のための実施設計に入ります。

「2026青の煌めきあおもり国民スポーツ大会」の成功へ向け、準備を加速させるとともに、スポーツ振興のためスポーツクラブの運営充実を図ります。

歴史みらいパーク図書館の木村秀政ホールですが、子供連れで楽しめる空間づくりのため、現在改修工事中であり、早期の再開を目指しています。

上市川地区に建設する農産物直売施設は、施設名称を「バ・オール」に決定し、令和8年度早期のオープンを目指し、建設工事に着手します。

青森県から無償譲渡を受けた旧県立五戸高校跡地へ誘致する私立高校ですが、令和9年4月開校へ向け協議を進め、準備に取り掛かります。

これまで町内各地区の地域性や特徴をいかし進めてきた取組について、町全体のバランスを意識しながら、更なるにぎわいの創出や発展に最大限つながるよう、皆様の声に耳を傾け、皆様に寄り添いながら誠心誠意努力し続ける所存でございます。

以上、簡単ですが所信の一端を述べさせていただきました。

引き続き、町民皆様の安心な暮らしと健康を守り、文化・伝統を次世代へと確実につなぎ、地域の経済やにぎわいを取り戻すことに全力を尽くしてまいります。

議員皆様、そして町民皆様の御理解と御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これより提出議案の概要について御説明申し上げます。

議案第5号は、五戸町避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供等に関する条例案についてであります。

実効性のある避難支援実施のため、避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供等について、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第6号は、五戸町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例案であります。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴い、影響のある条例について所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第7号は、五戸町議会の個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例案であります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の規定の整理等を行うため提案するものであります。

議案第8号は、五戸町課設置条例の一部を改正する条例案であります。

課の分掌事務の見直しに伴い、関係する条例について所要の改正を行う必要が生じたため提案するものであります。

議案第9号は、五戸町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例案であります。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正に伴い、規定の整理を行うため提案するものであります。

議案第10号は、五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬を種類ごとに改めるほか、併せて上限額を改めるため提案するものであります。

議案第11号は、五戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により設置する学校運営協議会の委員報酬及び費用弁償について定めるため提案するものであります。

議案第12号は、五戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。

令和6年10月8日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告に伴い、職員の給料月額並びに扶養手当の額を改定し、職務の級が一定の級以上である職員に係る昇給制度を改め、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給し、並びにその他所要の整備を行うため提案するものであります。

議案第13号は、五戸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案であります。

五戸町職員の給与に関する条例の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表を改めるため提案するものであります。

議案第14号は、五戸町職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例案であります。

常時勤務する職員で、診療の業務に従事した医師の処遇改善を図るため提案するものであります。

議案第15号は、五戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第16号は、五戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案であります。

五戸町放課後児童健全育成事業における継続的な運営の実現に向け、放課後児童支援員の配置人数の基準見直しによる人材確保及び労働環境の改善を図るため提案するものであります。

議案第17号は、五戸町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

国民健康保険五戸総合病院経営強化プランに基づき、許可病床数の変更を行うとともに、健診センターの検査手数料を適正な金額とするため提案するものであります。

議案第18号は、五戸町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案であります。

地方公営企業法適用に伴う帳簿処理方法の変更に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第19号は、五戸町営住宅条例の一部を改正する条例案であります。

町営住宅に入居することができる者の要件を変更するため、所要の改正を行う必要があることから提案するものであります。

議案第20号は、五戸町都市公園条例の一部を改正する条例案であります。

ひばり野公園テニスコートの使用料について、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第21号は、ひばり野スポーツ交流センター条例の一部を改正する条例案であります。

ひばり野スポーツ交流センター使用料のうち、食事料について所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第22号は、令和6年度五戸町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ3,297万5千円を追加し、その結果、予算総額を108億508万8千円とするものであります。

歳入に関しましては、地方交付税の追加交付、国、県の補助金等の確定及び年度末の調整によるものが主たるものであります。

歳出の主なるものとしまして、2款総務費では、減債基金積立金3,146万9千円を追加、新生児祝金340万円及び戸籍総合システム更新業務委託料1,009万8千円を減額するものであります。

3款民生費では、国民健康保険特別会計繰出金653万7千円を追加、介護保険特別会計繰出金1,152万2千円を減額、子どものための教育・保育給付費3,090万4千円を追加するものであります。

4款衛生費では、医師派遣事業費負担金267万6千円、予防接種業務委託料800万円、新型コロナワクチン定期予防接種業務委託料500万円及びインフルエンザ予防接種助成金500万円を減額、予防接種健康被害給付金4,441万2千円及び乳幼児医療費給付費410万円を追加、出産・子育て応援交付金250万円及び十和田地域広域事務組合負担金1,128万1千円を減額するものであります。

6款農林水産業費では、中山間地域総合整備事業費負担金1,125万円を追加するものであります。

8款土木費では、ひばり野公園施設整備工事費454万5千円を減額するものであります。

9款消防費では、ベビー休憩室989万1千円及びトラック購入費526万9千円を追加するものであります。

10款教育費では、歴史みらいパーク施設整備工事費2,504万7千円を減額するものであり

ます。

議案第23号は、令和6年度五戸町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ30万1千円を追加し、その結果、予算総額を5億4,834万5千円とするものであります。

歳出の主なるものは、一般会計繰出金30万1千円を追加するものであります。

議案第24号は、令和6年度五戸町国民健康保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ63万3千円を減額し、その結果、予算総額を21億937万1千円とするものであります。

歳出の主なるものは、直営診療施設勘定繰出金63万3千円を減額するものであります。

議案第25号は、令和6年度五戸町介護保険特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ2,629万7千円を減額し、その結果、予算総額を24億8,752万4千円とするものであります。

歳出の主なるものは、施設介護サービス給付費891万円、特定入所者介護サービス給付費640万円及び介護予防サービス給付費493万8千円を減額するものであります。

議案第26号は、令和6年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ268万1千円を減額し、その結果、予算総額を286万3千円とするものであります。

歳出の主なるものは、一般会計繰出金187万6千円を減額するものであります。

議案第27号は、令和6年度五戸町簡易水道事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出において、収益的支出を206万3千円減額し、その結果、収入総額7,619万円に対し、支出総額1億3,402万2千円となり、5,783万2千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、資本的支出を270万円減額し、その結果、収入総額1,010万6千円に対し、支出総額2,162万5千円となり、収支差引不足額1,151万9千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第28号は、令和6年度五戸町下水道事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出において、収益的収入を9万6千円増額、収益的支出を123万円減額し、その結果、収入総額4億3,181万5千円に対し、支出総額4億5,089万円となり、1,907万5千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、資本的収入を5,352万円9千円、資本的支出を4,488万8千円そ

れぞれ減額し、その結果、収入総額5,226万7千円に対し、支出総額3億129万5千円となり、収支差引不足額2億4,902万8千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

議案第29号は、令和6年度五戸町病院事業会計補正予算であります。

収益的収入及び支出であります。収入は、病院医業収益397万8千円を減額及び病院医業外収益38万9千円を減額し、総額16億9,651万9千円といたしました。

支出は、病院医業費用4,684万6千円を減額、病院医業外費用54万1千円を減額及び健診センター医業費用705万3千円を減額し、総額24億3,615万7千円といたしました。

資本的収入及び支出では、収入は、企業債3,610万円を減額し、総額4億6,825万3千円といたしました。

支出は、建設改良費3,873万7千円及び投資720万円を減額し、総額6億5,173万9千円とするもので、収支差引不足額1億8,348万6千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、新年度の各会計当初予算について御説明いたします。

議案第30号は、令和7年度五戸町一般会計予算であります。

予算規模についてですが、105億2,633万7千円で、前年度に比べ8億7,725万6千円の増となり、伸び率はプラス9.1%となりました。

歳入であります。自主財源は24億8,644万2千円で、構成比は23.7%、前年度に比べ1億3,458万5千円の増となり、伸び率はプラス5.7%であります。

うち町税は、前年度比0.3%減の13億3,576万7千円を見込んでおります。

一方、依存財源は80億3,989万5千円で、構成比は76.3%、前年度に比べ7億4,267万2千円の増となり、伸び率はプラス10.2%であります。

次に、歳出であります。人件費、物件費及び扶助費など消費的経費は65億2,202万1千円で、構成比62.0%、前年度に比べ3億5,524万1千円の増となり、伸び率はプラス5.8%であります。

投資的経費は16億1,389万5千円で、構成比15.3%、前年度に比べ5億8,140万6千円の増となり、伸び率はプラス56.3%であります。

その他の経費は23億9,042万1千円で、構成比22.7%、前年度に比べ5,939万1千円の減となり、伸び率はマイナス2.4%であります。

それでは、各款の主なる事業等について申し上げます。

1款議会費では、議場会議システム機器更新業務委託料139万2千円及び政務活動費交付

金336万円であります。

2 款総務費では、町有施設撤去工事費3,000万1千円、産直施設工事施工管理業務委託料761万2千円、産直施設建設工事費8億6,378万8千円、システム標準化等対応業務委託料4,963万7千円、ガバメントクラウド使用料1,215万5千円、韓国沃川郡訪問旅行業務委託料124万8千円、地域おこし協力隊事業業務委託料820万円及び標準宅地鑑定評価業務委託料883万4千円であります。

3 款民生費では、重度心身障がい者医療費給付費3,630万円、障がい者自立支援給付費5億8,000万円、放課後児童クラブ運営業務委託料3,942万円、障がい児通所給付費4,800万円、子どものための教育・保育給付費6億2,224万4千円及び学校給食費無償化等子育て支援副食費933万2千円であります。

4 款衛生費では、医師派遣事業費負担金4,351万3千円、特定健康診査手数料1,168万5千円、がん検診業務委託料2,158万円、予防接種業務委託料3,095万5千円、高齢者定期予防接種業務委託料7,064万円、保健衛生業務システム標準化対応業務委託料1,260万6千円、妊産婦・乳児委託健康診査業務委託料1,055万2千円、乳幼児医療費給付費3,529万9千円、出産・子育て応援交付金550万円及び斎場修繕工事費合わせて1,533万3千円であります。

6 款農林水産業費では、このへアアップるちゃれんじ事業補助金100万円、新規就農者育成総合対策事業費補助金450万円、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金505万4千円、浅水活性化センター屋根改良工事費1,003万2千円、中山間地域等直接支払交付金3,803万5千円、中山間地域総合整備事業費負担金1,875万円、森林経営管理基礎調査業務委託料313万5千円及び森林環境譲与税基金積立金3,210万8千円であります。

7 款商工費では、特別保証制度保証料補助金713万9千円、商工振興対策事業費交付金557万2千円、事業活性化資金特別保証制度貸付金及び小口資金の特別保証制度による貸付金合わせて2,800万円、町PRイベント開催業務委託料86万4千円、五戸まつり事業費補助金560万円、このへ夏まつり事業費補助金450万円及び町観光振興事業費交付金1,150万円であります。

8 款土木費では、道路環境整備業務委託料2,410万円、町道維持修繕工事費1,850万円、町道舗装修繕工事費3,170万円、町道新設に係る改良工事費1,000万円、町道道路改良工事費及び町道舗装補修工事費合わせて1億2,950万円、橋梁補修工事費7,180万円、まちづくりコーディネーター業務委託料496万1千円、危険空き家解体費用補助金800万円及び町営住宅二本柳団地屋根外壁改修工事費3,115万2千円であります。

9款消防費では、八戸地域広域市町村圏事務組合負担金2億8,814万9千円、消防団員報酬及び出動手当合わせて4,047万8千円、防災行政無線同報系更新工事費8,148万2千円、災害対策用備品として避難所用冷房設備132万円及び小型動力ポンプ付軽積載車886万9千円があります。

10款教育費では、GIGAスクール端末設定作業業務委託料1,210万円、タブレット端末7,524万円、奨学資金貸付金2,256万円、五戸中学校改築工事実施設計業務委託料1億4,963万円、五戸中学校屋内運動場改修工事基本計画業務委託料265万3千円、高山峠展望台施設撤去工事費195万3千円、公民館体育センター暗幕交換工事費455万4千円、図書館吸収式冷温水機分解点検整備業務委託料935万円、歴史みらいパーク施設整備工事費2,544万7千円、生涯スポーツ振興事業等委託料9,529万6千円、社会体育施設指定管理料5,238万7千円、小渡平公園指定管理料596万2千円、第80回国民スポーツ大会五戸町実行委員会補助金2,259万5千円であります。

12款公債費では、償還元金合わせて9億5,074万2千円及び償還利子合わせて3,667万9千円があります。

次に、特別会計予算であります。五つの特別会計予算総額は49億6,708万9千円で、前年度に比べ1億7,252万8千円の減となり、伸び率はマイナス3.4%となりました。

議案第31号は、令和7年度五戸町後期高齢者医療特別会計予算であります。

予算総額は5億3,790万9千円で、前年度に比べ361万9千円の増となり、伸び率はプラス0.7%であります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が5億286万2千円で、全体の93.5%を占めております。

歳入財源は、後期高齢者医療保険料及び繰入金等を充てるものであります。

議案第32号は、令和7年度五戸町国民健康保険特別会計予算であります。

予算総額は19億1,968万5千円で、前年度に比べ1億8,524万2千円の減となり、伸び率はマイナス8.8%であります。

歳出では、保険給付費が13億4,152万2千円で、全体の69.9%を占め、そのほか国民健康保険事業費納付金が4億8,138万7千円で、構成比25.1%であります。

歳入財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金等を充てるものであります。

議案第33号は、令和7年度五戸町介護保険特別会計予算であります。

予算総額は24億7,216万8千円で、前年度に比べ3,214万7千円の増となり、伸び率はプラ

ス1.3%であります。

歳出では、保険給付費が22億5,434万1千円で、全体の91.2%を占め、歳入財源は、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金等を充てるものであります。

議案第34号は、令和7年度五戸町住宅用地造成事業等特別会計予算であります。

予算総額は140万円で、前年度に比べ414万4千円の減となり、伸び率はマイナス74.7%であります。

歳出の主なるものは、定住促進奨励金140万円で、歳入財源は、繰入金等を充てるものであります。

議案第35号は、令和7年度五戸町ケーブルテレビ事業特別会計予算であります。

予算総額は3,592万7千円で、前年度に比べ1,890万8千円の減となり、伸び率はマイナス34.5%であります。

歳出の主なるものは、五戸ケーブルテレビ事業費で全体の99.3%を占め、歳入財源は、負担金、利用料及び繰入金等を充てるものであります。

議案第36号は、令和7年度五戸町簡易水道事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、給水戸数は1,191戸、年間総給水量は19万6,170m³見込みました。

収益的収入及び支出では、収入総額7,383万円に対し、支出総額1億2,515万1千円となり、5,132万1千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額1,084万7千円に対し、支出総額は2,531万9千円となり、収支差引不足額1,447万2千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、補助金と出資金合わせまして1,187万9千円となるものであります。

議案第37号は、令和7年度五戸町下水道事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、排水戸数は、公共下水道事業1,824戸、農業集落排水事業674戸、浄化槽事業82戸、年間総排水量は、公共下水道事業33万3,331m³、農業集落排水事業16万507m³、浄化槽事業2万6,568m³と見込みました。

収益的収入及び支出では、収入総額4億2,760万2千円に対し、支出総額4億4,142万3千円となり、1,382万1千円の収入不足となるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額8,956万2千円に対し、支出総額は3億3,903万3千円となり、収支差引不足額2億4,947万1千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、補助金と出資金合わせまして2億7,827万2千円となるものであります。

議案第38号は、令和7年度五戸町病院事業会計予算であります。

業務の予定量ですが、年間患者数の病院入院は2万9,200人とし、病院外来は5万3,240人といたしました。

また、健診センターにおける年間受診者数は、人間ドック1,268人、特定健康診査770人、定期健康診断885人及び生活習慣病予防健診1,170人といたしました。

以上により、収益的収入及び支出では、収入総額18億3,378万5千円に対し、支出総額24億7,748万2千円となり、6億4,369万7千円の収入不足となるものであります。

収入は、前年度に比べ6,603万7千円の増となり、伸び率はプラス3.7%であります。その内訳の主なものは、病院医業収益1億3,881万9千円の減ですが、病院医業外収益1億9,620万8千円及び健診センター医業収益864万8千円の増によるものであります。

支出は、前年度に比べ376万2千円の減となり、伸び率はマイナス0.2%であります。その内訳の主なものは、病院医業費用800万4千円及び健診センター医業外費用255万2千円の増ですが、病院医業外費用810万7千円及び健診センター医業費用621万1千円の減によるものであります。

資本的収入及び支出では、収入総額3億4,865万1千円、支出総額4億2,645万3千円であります。

収入は、前年度に比べ9,223万3千円の減となり、伸び率はマイナス20.9%であります。その内訳の主なものは、企業債1億1,680万円の増ですが、出資金1億7,178万3千円及び補助金3,725万円の減によるものであります。

支出は、前年度に比べ2億6,877万1千円の減となり、伸び率はマイナス38.7%であります。その内訳の主なものは、建設改良費8,569万8千円の増ですが、企業債償還金3億3,646万9千円及び投資1,800万円の減によるものであります。

また、投資として長期貸付金780万円を計上しております。内訳として医師修学資金貸付金、継続2名と新規1名及び薬剤師修学資金貸付金、継続無しで新規1名であります。

その結果、収支差引不足額7,780万2千円は、損益勘定留保資金で補填するものであります。

なお、収益的収入及び資本的収入のうち、一般会計からの繰入金は、病院分として前年度と同額の4億円、健診センター分として8,500万円の合計で4億8,500万円となるものであり

ます。また、残りの基準内繰入金は補正で対応したいと考えております。

以上、提出議案の概要について御説明申し上げましたが、細部につきましては御審議の段階で補足いたしたいと存じますので、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 説明が終わりました。

○議長（川村浩昭君） 明7日から9日までは議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、明7日から9日までは休会とすることに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る3日10日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時52分 散会

五戸町議会第10回定例会会議録

第2号

議 事 日 程

第2号

令和7年3月10日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問について

○ 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問について

（高奥浩明君、鈴木隆也君、豊田孝夫君、佐々木喜克君の各議員）

○ 出席議員 14名

議 長	川 村 浩 昭 君	副 議 長	松 山 泰 治 君
3 番	佐々木 喜 克 君	4 番	高 奥 浩 明 君
5 番	柏 田 匡 智 君	6 番	川 崎 七 洋 君
7 番	鈴 木 隆 也 君	8 番	大久保 和 夫 君
9 番	豊 田 孝 夫 君	10 番	大 沢 義 之 君
11 番	尾 形 裕 之 君	12 番	中川原 賢 治 君
13 番	三 浦 専治郎 君	14 番	三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 赤 坂 和 浩 君 主 査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 参 事 務 取 扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 参 事 務 取 扱	手倉森 崇 君
総 合 政 策 課 政 策 調 整 室 長	中 里 誠 君	参事・財政課長 参 事 務 取 扱	竹 洞 晴 生 君

税 務 課 長	小野寺 克 仁 君	福 祉 課 長	赤 坂 哲 也 君
介 護 支 援 課 長	佐々木 衛 君	参事・健康増進課長 事 務 取 扱	川 村 豊 君
参事・住民課長 事 務 取 扱	志 村 要 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
参事・建設整備課長 事 務 取 扱	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 事 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教 育 委 員 会			
教 育 長	澤 田 尚 君	教 育 課 長	櫻 井 篤 史 君
農 業 委 員 会			
会 長	岩 井 壽美雄 君	事 務 局 次 長	大 沢 直 明 君
選挙管理委員会			
委 員 長	根 岸 英 治 君		
代 表 監 査 委 員	前 田 一 馬 君		

午前１０時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

「諸般の報告」は、お手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（２０） 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第１「一般質問について」を行います。

最初に、高奥浩明議員の発言を許します。

質問方式は一問一答でございます。

高奥浩明議員。

〔４番 高奥浩明君 登壇〕

○４番（高奥浩明君） 議席番号４番、高奥浩明でございます。

五戸町第10回定例会におきまして、議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

質問は最初に、神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協定について。

次に、学生が勉強できる場について。

最後に、町内のインフラ点検・整備の状況についての３点でございます。

第１点目、神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協定について。

令和７年１月24日に神奈川県鎌倉市と災害発生時の相互応援に関する協定が締結されました。

五戸町と鎌倉市は地理的に離れており、700キロほど離れていることもあって、災害発生時に両自治体が同時に被災する可能性は極めて低く、また歴史的にも関わりのある鎌倉市と協定を締結したことは非常に意義のあることと感じております。

つきましては、鎌倉市など遠方の市町村との協定締結について伺います。

１つ目、今回、協定に至った経緯と災害発生時の具体的な施策について。

２つ目、現在締結を進めているその他の協定はあるか。鎌倉市及びその他地域のものも含めて、回答をお願いいたします。

３つ目、災害発生時の相互応援を円滑に進めるためにも、平時のつながりが大切と考えるが、いかがか。

第２点目、学生が勉強できる場について。

受験シーズンとなり、図書館で勉強している学生が増えてまいりました。現在、町内には、

学生が勉強に使える場として、図書館の閲覧室、公民館のロビーなどが提供されております。

私たちが学生の頃を思い返すと、まだ五戸町に図書館がなく、旧公民館の一角にあった小さな図書室、そういうところしかありませんでした。そこから考えると非常に環境はよくなったと感じております。

学生が公共施設を活用していただけるのは何よりですが、利用できる時間、椅子、テーブル等についての使い勝手について意見を聞くこともあります。

つきましては、学生が勉強できる場について伺います。

1つ目、図書館、公民館の利用できる時間帯、利用者からの評価など、使い勝手についてどのように考えているか。

2つ目、より使い勝手をよくするための施策についてどのように考えているか。

次に、第3点目、町内のインフラ点検・整備状況について。

1月28日に埼玉県八潮市において、下水管の腐食による道路の陥没事故が発生し、八潮市民のみならず120万人の埼玉県民の生活に影響を与えております。埼玉県の人口は732万人であり、その16%が影響を受けたことになります。青森県に照らし合わせてみますと、青森県の人口は約119万人でございますから、大体19万人が影響を受ける。そういう規模の災害だったことが分かります。

また、自然界では分解されにくく、健康に悪影響を与える可能性が指摘されている有機フッ素化合物であるPFASの記事について最近目にする機会が増えてまいりました。例えば、上水道に関する記事については、岡山県吉備中央市の一部浄水場からPFASが高濃度で検出され、住民の血液検査を行った結果、該当する浄水場の水を飲んだ人からPFOA、これはPFASの一種ではありますが、非常に高濃度で検出された。これは日本経済新聞の2月16日の記事でございます。

また、井戸水に関する記事としましては、茨城県では鉾田市、つくば市、筑西市で井戸水から基準を超えたPFASが検出された。これは2024年9月30日、2025年1月15日の記事でございます。

また、青森県に関する記事としましては、三沢市で天狗森ため池排水場、五川目堤で基準を超えたPFASが検出されております。これは1月22日の記事でございます。などが新聞に取り上げられております。

一方、今度、令和8年には、青の煌めきあおもり国スポが開催されます。五戸町もサッカー少年女子、成年女子の会場となっております。

今から48年前、1977年に青森県初の開催となったあすなろ国体をひばり野運動公園の陸上競技場で観戦したことを思い出します。今回も会場となるひばり野運動公園の周辺の整備も必要になるのではないかとこのように考えております。

つきましては、五戸町のインフラ点検・整備状況について伺います。

1つ目、町内の下水道において、配管の腐食、劣化等の可能性のある配管はあるのか。

2つ目、町内の水道水及び井戸水において、P F A S の検査は行われているのか。

3つ目、国スポ会場周辺の道路、側溝保全、樹木保全、除草等の計画はいかがか。

以上3点につきまして、御答弁よろしく願いいたします。

〔4番 高奥浩明君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問、よろしくお願いいたします。

高奥浩明議員の質問にお答えいたします。

初めに、1項めの、神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協定についての御質問の1点目、締結に至った経緯と災害発生時の相互応援の具体的施策についての御質問についてお答えいたします。

まず、締結に至った経緯についてですが、鎌倉市でまちづくりに取り組む有志団体カマコンに五戸町に勤務されている方が参加しており、それがきっかけで、当町でも3年前にカマコンを源流とし、まちづくりを楽しみながら取り組む町民の自主的な活動団体、五之魂が立ち上がり、五戸町民と鎌倉市民間での交流を深めておりました。

また、鎌倉能舞台の中森貫太氏が文化庁の事業や町村合併20周年記念事業で、令和4年度から3年連続で当町を訪れ、子供たちに能楽を教えていただいたなど、鎌倉市とは縁を感じておりました。

このような中、鎌倉市長と意見交換を重ねる中で、災害発生時に同時に被災する可能性が低い市町での災害時の相互応援に関する協定を締結することは、住民の安心な生活や暮らしを守ることにつながり、またこの協定をきっかけに、住民間同士の交流がさらに盛り上がっていくことを期待して、締結に至ったものであります。

相互応援の具体的な施策については、鎌倉市、五戸町いずれかの市町において災害が発生した場合に、被災首長の要請に応え、応急復旧活動に必要な人員の派遣や車両等の提供、資

機材や食料、飲料水等の生活必需物質の提供や児童・生徒の受入れ、ボランティアや被災者に対する住宅のあっせんなどを行うこととしております。

次に、2点目、現在、締結に向けて進めているその他の協定はあるか。鎌倉市及びその他市町村とのものも含めて伺いたい御質問にお答えいたします。

まず、鎌倉市とその他の協定を進めているかについてですが、現在、鎌倉市と協議を進めているそのほかの協定はありませんが、災害時に相互に応援できる体制を構築するためには、平時から連携を深めていく必要があると考えておりますので、今後、鎌倉市と情報交換などの交流を行っていく中で、青少年交流や文化交流などについても意見交換を行っていきたいと考えております。

次に、鎌倉市以外の市町村との協定の締結についてですが、災害発生時の相互応援に関する協定も含めて、現在、締結に向けて進めている協定はありませんが、これからの災害対策は大規模広域災害にも対応していかなければならないと考えておりますので、引き続き大規模広域災害への備えを整えていきたいと考えております。

次に、3点目、災害発生時の相互応援を円滑に進めるためにも平時のつながりが大切であると考えがいかがかの御質問についてお答えいたします。

高奥議員御質問のとおり、災害発生時の相互応援を円滑に進めるためには、平時のつながりが重要だと考えております。そのためには、平時から鎌倉市と災害対策に対する情報交換などの連携を深め、災害時において応急対策及び復旧対策をお互いに応援できる体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、3項めの町内のインフラ点検・整備状況についての御質問にお答えします。

1点目の、町内の上下水道において、配管の腐食、劣化等の可能性のある配管はあるかについての御質問にお答えします。

今年1月28日に、埼玉県八潮市において発生した道路の陥没事故を引き起こした下水道管の破損については、様々な要因が考えられますが、特に大きな要因として、下水道管内の汚水に含まれる有機物から発生した硫化水素によるコンクリート管の腐食が挙げられております。

五戸町においても、平成8年度から令和元年度にかけ、公共下水道事業で約50キロメートルの下水道管を整備しており、うち最大口径500ミリのコンクリート管を2.4キロメートル布設しております。

下水道法では、硫化水素の発生が予測される箇所等の定期点検を5年ごとに実施すること

とされており、当町においては、直近で令和３年度に点検し、異常がないことを確認しているほか、昨年度策定したストックマネジメント計画に基づき、管路内のカメラによる点検・調査を今年度1.4キロメートル、令和７年度に残り1.0キロメートル実施する予定としております。今年度の業務報告書の納品はこれからですが、５年以内に対策が必要となる緊急度２の箇所が約40メートルあるとの事前報告を受けておりますので、今後、国の下水道ストックマネジメント支援事業を活用し、下水道管の対策工事を実施していきたいと考えております。

また、当町では、馬淵川流域下水道に加入しており、県道五戸六戸線と町道古舘中央線交差点から下流11.6キロメートルの下水道管は青森県の管理となっております。青森県に確認したところ、管路についてはストックマネジメント計画に基づき、点検・調査を行っており、対策が必要な箇所については、改築等を進めてきているとの回答をいただいております。

このほか当町では、昭和61年度から平成２年度にかけて下タノ沢都市下水路を整備しております。最大口径1,800ミリメートルのコンクリート管等を318メートル布設しております。本都市下水路は、口径も比較的大きく、主要道路及び住宅密集地に埋設していることから、町では定期的に点検しており、直近では令和３年度に、実際に点検員が管路に入り、目視で点検・調査を実施し、異常がない旨、報告を受けております。

次に、旧倉石地区では、昭和54年度から平成16年度にかけ、農業集落排水事業で延長約35キロメートルの下水道管を整備しております。口径150ミリから200メートルの硬質塩化ビニール管を布設しており、口径も比較的小さく、コンクリート製でないことから、これまでは定期的な点検は実施しておりませんでした。昨年度から施工年度が古い中市浦田地区から管路清掃及びカメラによる点検・調査を実施しております。今年度も同様の管路清掃及び点検・調査を実施し、異常がない旨の報告を受けております。

続いて、上水道ですが、町で運営している簡易水道は、最大口径150ミリの硬質塩化ビニール管を布設しております。町では、これまで腐食、劣化に対応した点検は実施しておりません。材質の面から腐食は考えにくく、経年劣化による継ぎ手等からの漏水発覚により、修繕対応しているのが実情となります。

また、八戸圏域水道企業団で運営する上水道について確認したところ、腐食、劣化に対応した点検は特に実施しておらず、漏水疑いがあれば、その都度点検・調査を実施しているとの回答をいただいております。

次に、２点目の、五戸町の水道水及び井戸水において、P F A S の検査は行われているかについての御質問にお答えいたします。

P F A S とは、有機フッ素化合物のうち人工的に作られたフッ素が多い化合物の総称で、1940年頃から防水スプレーやレインコートなど、様々な生活用品に幅広く活用されてきました。しかし、P F A S の中には、2000年頃から有害性が指摘され始めたものもあり、自然に分解されない性質でもあることから、自然環境中に残留した有害な P F A S が地下水に浸透し、水道水にまで汚染を広げていくことが懸念されております。

国では、水道水中の有害な P F A S について、令和 2 年度に水質管理目標設定項目として設定しており、1 リットル当たり 50 ナノグラム以下が暫定目標値とされておりますが、現時点では定期検査は義務化されておられません。このような中、当町で運営している簡易水道においては、現在まで有害な P F A S の検査は実施していませんが、令和 7 年度から水道法第 4 条に定められた 51 項目の水質検査等に加え、有害な P F A S の定期検査を実施する予定としております。

次に、八戸圏域水道企業団で運営する上水道ですが、八戸圏域水道企業団では、令和 2 年度から有害な P F A S の検査を実施しており、その結果をホームページで公表しております。

最後に、井戸水の水質検査については、個人で使用するものか、専用水道として使用するものかによって異なるものであり、一般的に個人で使用する井戸水の水質検査は義務ではありません。そのため、個人で使用するもので人体に影響のない用途であれば、水質検査をしない家庭もございます。ただし、飲用や浴用など水道水の代わりとして使用する場合には、健康被害を防ぐためにも水質検査を実施するよう厚生労働省や保健所で推奨しております。一方、専用水道として使用する場合には、水道法にて水質検査が義務づけられており、基本的には、51 項目について検査が必要になるものでありますが、先ほど申し上げましたとおり、現時点では有害な P F A S の検査は義務化されておられません。

当町においては、井戸水による健康被害を防ぐために、井戸などの施設や水質の管理を行い、飲用に適合するものか確認のため、年 1 回の検査をするよう町広報紙で周知するとともに、年 1 回、自己負担で実施となる水質検査の申込みを受け付けております。

なお、町で受付している水質検査項目については、水道法による省略不可能な 10 項目となり、有害な P F A S の検査は含まれておりません。

井戸水は常に一定の水質であるわけではありません。また、水道水と異なり、設備的に法的規則はなく、井戸の使用、管理は、所有者が自分自身の判断で行うことになりますので、安全性を確認するためにも年 1 回の水質検査を実施するよう、周知を継続してまいります。

次に、3 点目の、国スポ会場周辺の道路、側溝保全、樹木保全、除草等の計画はいかにか

についてお答えします。

国スポ会場はひばり野公園となっておりますが、周辺の道路、側溝保全、樹木保全、除草等の計画は今のところありません。通常業務において、ひばり野公園周辺及び町道の保安全管理について、町担当職員による現地調査や道路利用者からの情報提供により、道路、側溝等の保安全管理を行っております。また、樹木保全や除草につきましては、業者に樹木の伐採、除草等を委託するなど、道路の環境整備に努めてまいります。

私のほうからは以上となります。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、高奥浩明議員の２項目、学生が勉強できる場についての１点目の、図書館、公民館の使い勝手についてどのように考えているかについてお答えいたします。

初めに、図書館ですが、開館時間は、町の条例では平日は午前１０時から午後７時まで、土日祝日は午前１０時から午後５時までとなっており、休館日は毎週月曜日となっております。近年は、館長の裁量により、開館時刻を１時間早めて午前９時としております。

学生の使い勝手につきましては、公式に調査はしておりませんが、落ち着いて集中して勉強したい学生にとっては、利用している様子からよい環境となっていることがうかがえます。一方で、もっと勉強したい一部の学生からは、土日祝日の閉館時刻が早いとの声が寄せられることがあります。

次に、町立公民館ですが、開館時間はこちらも町の条例により、午前９時から午後９時３０分までとなっており、休館日は毎月第３週の月曜日となっております。

学生の使い勝手につきましては、図書館よりも開館時間が長いこともあり、エントランスホールをよく利用しています。一方で、エントランスホールは、各年代多様な方が多種、自由に利用しますので、落ち着いて集中して勉強したい学生等にとっては、よい環境とはいえない場面が散見されることから、利用案を求められているところです。

２点目の、より使い勝手をよくするための施策についてどのように考えているかについてお答えいたします。

町立公民館につきましては、各種試験等に向け、落ち着いて集中して勉強したい学生等には、エントランスホール以外にもよりよい環境を提供することが求められていましたので、先般、東北メディカル学院生を対象に、希望する場合には学生証を提示することにより、空

いている部屋を使用できるようにいたしました。

なお、あくまでも一般利用者が優先となりますので、空いている部屋がない場合は、エントランスホールを使用していただくことになります。

また、図書館につきましては、これまでどおりの運用を引き続き行ってまいりたいと考えておりますが、土日祝日の閉館時刻の改定については検討してまいります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○４番（高奥浩明君） 丁寧な回答ありがとうございます。

順次、再質問をさせていただきます。

第１点目、神奈川県鎌倉市との災害発生時の相互応援に関する協定についての１つ目。今回、協定に至った経緯と災害発生時の具体的な施策につきましては、市民間のつながりがきっかけということ及び施策の内容を理解いたしました。ここについては、再質問はございません。

２つ目、現在、締結を進めているその他の協定はあるか。鎌倉市及びその他の市町村も含めて。まず、鎌倉市では、平時の連携を強めるためにも青少年の文化交流を検討しているということが分かりました。

再質問ですが、既に協定を締結している自治体を近隣の市町村も含め、協定の内容を教えてください。また、協定を締結していなくても、姉妹都市のような感じで、つながりのある自治体があれば教えてください。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

現在、協定を結んでいるところは、八戸広域圏内、それから岩手県北と結んでおります。あと、細かいところでは、企業さんとも結んでいるところもございますし、そういうところでございます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○４番（高奥浩明君） 海外との関係とかはいかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

海外となりますと、まず最初に、姉妹都市を結んでいる都市が２つほどありますから、そ

の辺のところが一番最初に考えられるかと思います。まずは、韓国沃川郡、それからフィリピンバヨンボン町というふうなことになるかと思いますが、どちらの姉妹都市交流も災害に対しての項目は締結しておりませんので、現状では難しいかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 了解しました。ありがとうございます。

3つ目の災害発生時の相互応援を円滑に進めるためにも平時のつながりが大切と考えるが、いかがか。これに関しましては、平時のつながりがやはり重要と考えているとの回答、考えは同じことが確認できて安心いたしました。町民と行政の両面からつながりを持っていれば、五戸町で進めております、関係人口を増やすということにもつながっていくと思いますので、ぜひとも今回のつながりを大事にさせていただきたいなと思います。こちらも再質問はございません。

最後に、歴史的なつながりといえば、五戸町には斗南藩という歴史がございます。藩庁が最初、五戸町に置かれ、その後、むつ市に移りましたが、その後すぐ、廃藩置県になっていることもあり、藩庁が置かれていた期間としては、五戸町のほうが長かったというふうに聞いております。こちらにつきましても、何らかのつながりを検討していただければなということ要望し、第1点目に関する再質問を終わります。

次に、第2点目、学生が勉強できる場について。

教育のまち五戸を掲げ、五戸町憲章においても、私たちは、伝統を重んじ教育と文化のかおる町をつくりますとしている五戸町において、学生が勉強できる場についてどのように考えているか質問させていただきました。

まず最初に、図書館を中心とした近隣自治体の状況を紹介させていただきます。

八戸市民図書館は月曜から金曜まで、開館時間午前9時、閉館午後7時。土日は、開館が午前9時、閉館が午後5時。休館日は月2回となっております。この辺はほとんど五戸町と変わらないかなと思います。そのほかに八戸市は学生が集う場として、はっち、マチニワなどがあり、例えばマチニワのオープン時間では午前6時から午後11時までとなっています。

次に、十和田市民図書館、こちらは開館時間が午前9時、閉館が午後8時。休館は月1回となっております。

お隣の南部町の図書館は、五戸町と同じ状況。

三戸町につきましては、火曜から日曜まで、開館時間午前10時、閉館時間午後6時。休館

は月曜日となっております。

先ほど述べられましたけれども、五戸町図書館は火曜から金曜日までが開館時間午前10時、閉館時間午後7時。土日祝日は、開館時間午前9時、閉館時間午後5時となっております。休館日は月曜日。

自治体間で際立って大きな差はないと思いますが、市部のほうが利便性はちょっとよいのではないかというふうな印象を受けております。

1つ目の質問で、図書館、公民館の利用できる時間帯、利用者間の評価などの使い勝手についてどのように考えているか。これは適切に認識されているということが分かりました。

2つ目、より使い勝手をよくするための施策についてどのように考えているか。集中して勉強したい学生のために、公民館の開いている時間、空いている部屋を使わせていただけるのとこと、大変ありがたい提案であるというふうに思います。

また、図書館の土日祝日の閉館時間の改定を検討していただけることも、こちらは学生のみならず全町民に関わることでありますので、非常にありがたい提案であると思います。

以上を踏まえた上で、再質問をさせていただきます。

学生が公民館の空いている部屋を使えるようになったのはいつからでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） 御質問にお答えいたします。

3月1日から実施しております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） もう3月からされているということで、早急な対応ありがとうございます。

また、部屋が空いているかどうかを事前に学生が知るためにはどのようにすればよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

公民館の空き部屋の状況の確認につきましては、町のホームページ、電話または直接公民館の窓口にお越しいただいての確認となります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） ありがとうございます。

最後に、今回、メディカル学院の学生に限定した理由、そこら辺を教えていただければと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

関係者を通じて要望がありまして、教育委員会で協議、検討をしましたところ、初めての取組でもありましたので、利用状況や効果等を確かめる観点から、まずは東北メディカル学院生を対象としたところです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） まずは、効果を確かめるためにもメディカル学院の学生から開始したということを理解いたしました。

今回のようなちょっとした工夫で、あまりお金をかけることなく、住民の利便性を向上できたことは、非常にすばらしい施策であるというふうに考えております。今回はメディカル学院の学生限定となっていますが、教育のまち五戸、伝統を重んじ教育と文化のかおる町づくりを目指す五戸町としては、今後より多くの学生、例えば中学生以上などが利用できるようにすることを検討していただけることを要望いたします。

また、今後とも住民に公共施設を多く使ってもらう工夫を続けていただけるということを期待して、第2点目に関する再質問を終わります。

次に、第3点目、町内のインフラ点検・整備状況について。

本質問は、主に、我々住民が安心して安全に暮らしていけるかについて質問させていただきました。

1つ目、町内の下水道において、配管の腐食、劣化等の可能性のある配管はあるか。

町の規模とか、人口密度も違いますので、さほど問題はないだろうとは思っていましたが、非常に五戸町の状況が分かり、安心いたしました。

ここで、再質問をさせていただきます。

配管の腐食が懸念されるのは、平成8年度から令和元年度にかけて公共下水道事業で整備した約50キロメートルの下水道管のうちコンクリートの配管2.4キロで、その口径は500ミリメートルであると。八潮市の配管は、口径が4,750ミリメートルということでしたので、その約10分の1であり、非常に状況が違うというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えします。

八潮市の陥没の現場ですけれども、利用者が120万人ということで結構な人数でございます。五戸町におきましては、人数は大分少ないということで、今回、500ミリの口径のコンクリート製のヒューム管が施工されております。やはり人口規模が違うということで、理解していただければと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） この点、了解いたしました。状況が全然違うということで、了解いたしました。

また、約50キロのうちコンクリート製が2.4キロということでしたが、それ以外の配管についてはどのような材質が使われていて、その部分に対しての腐食の可能性はないのか、また使っている配管の寿命はどのくらいなのか、この点、お答えをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） 質問にお答えします。

下水道管50キロメートルのうち、先ほど申しましたコンクリート管が2.4キロということで、それ以外の管は硬質塩化ビニール管、俗に言うVU管というのが使われております。口径は75ミリから200ミリの管を布設してございます。一般的に、コンクリート製と違いまして、硬質塩化ビニール管は腐食しにくいというふうになっておりまして、硫化水素による腐食はまず考えにくいというふうになってございました。耐用年数ですけれども、コンクリート管につきましてもおよそ50年というふうに言われておりますけれども、塩化ビニールにつきましても50年、同等の耐用年数ということと認識されております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 腐食の可能性が考えられないということで、安心いたしました。

また、管路内カメラによる点検・調査を今年度1.4キロ行い、5年以内に対策が必要となる緊急度2の箇所が40メートルあるというふうな回答でしたが、この緊急度について教えていただきたいと思います。緊急度というのは何段階あって、緊急度2というのはどのくらいのレベルのことを指しているのか、御回答をお願いします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） 質問にお答えします。

緊急度のランクづけですけれども、国のマニュアルでは緊急度1、2、3、プラス劣化なしの4段階となっております。

緊急度1となりますと、これは重度ということで、早急に措置が必要という状況のようです。今回の緊急度2ですけれども、中度ということで、簡易な対応によりまして、必要措置を5年以内に対策を取りなさいということになっております。参考までに、緊急度3は軽度ということで、簡易な対応により、必要措置を6年以上に延長できるというランクになっております。劣化なしは、対策は必要ないというふうになってございました。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 了解いたしました。

それでは次に、この緊急度2と判定された五戸町の箇所について御回答お願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） 質問にお答えします。

先ほど町長の答弁にもありました緊急度2の延長が40メートルということでしたけれども、箇所数は3箇所ございます。マンホール管のスパンが3箇所ということで、合計で40メートルになってございます。いずれも県道五戸六戸線に埋設されました口径500ミリのコンクリート製の管でございまして、1箇所目が町道古舘中央線との交差点付近ということで、役場から下に下りたところの交差点付近、こちらが1スパン15.3メートルとなっております。続きまして、町道駅前市川道十文字交差点付近ということで、旧農協ガソリンスタンドがあった場所ですね、あそこの交差点で1スパン17.6メートル。最後の3点目ですが、町道天満後線交差点ということで、五戸小学校前の交差点、こちらが延長7.2メートル。いずれもスパンにクラックがある箇所が発見されまして、その対策工事を今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 的確に場所も状況も把握されているということで、安心いたしました。

次に、青森県で管理している下水路について、コンクリートの腐食の可能性、管の口径、点検状況等を、これは青森県でやっていることなので、どこまで分かるか分かりませんが、分かる範囲で教えていただきたいのと、処理場の場所、これがどこになるか、御回答お願い

いたします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） ただいまの御質問にお答えします。

流域下水道の点検結果につきましては、実は調べましたところ公表はされておられませんので、ちょっとその辺は詳しく分からないんですが、県の担当に確認したところ、随時、対策工事を行っておりまして、今月、3月、対策工事発注の予定があるそうです。今回、160メートル対策工事を実施することになりますと、五戸管内はほとんどもう対策が終了になるという回答をいただいております。

あと、馬淵川流域の浄化センター、こちらは住所でいいますと、八戸市河原木字蓮沼ということで、たしか八戸フェリーターミナルの近くに浄化センターがございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 大体状況は分かりました。もう既に対策工事に入るということで、安心いたしました。

次に、旧倉石地区では、昭和54年度から平成16年度にかけ、農業集落排水事業で約35キロメートルの下水道管を硬質塩化ビニール管で布設しておりますというふうにありましたが、これは埋設してあり、寿命は先ほどお答えいただいた塩化ビニールの寿命と同じというふうに考えてよろしいでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） 高奥議員のおっしゃるとおり、硬質塩化ビニール管ということで、50年の耐用年数でよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 理解いたしました。50年ですので、そろそろ配管の交換が必要になる、ここ数年でなるということで認識いたしました。

それと、青森県の管理する下水道に関しても引き続き確認していただくことを要望として、1つ目に関する再質問を終わります。

次に、2つ目、町内の水道水及び井戸水において、P F A S の検査が行われているか。

P F A S の主な原因は、工場廃水による環境汚染、米軍基地や空港の泡消火剤の漏れ、使用済みの活性炭の土壌への浸透が考えられるというふうにされております。P F A S は、

PFOAなどのペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称であり、その中でもPFOAは、WHOにおいて発がん性のある物質として位置づけられています。

八戸圏域水道で運営している上水道では、令和2年度からPFAS検査を実施していて、その結果をホームページ上に公開しているということです。五戸町では、運営している簡易水道については、令和7年度から定期検査を開始するということでした。

個人の井戸水については、現在、希望者について自己負担で年1回の水質検査を行っているが、PFASの検査は行っていないということ、理解いたしました。

以上を踏まえて、再質問をさせていただきます。

八戸圏域水道企業団で運営している上水道のホームページに公開されている検査結果はいかがでしょうか。我々町民が安心して水道を使うことのできるレベルの結果になっているのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 高谷都市計画課長。

○参事・都市計画課長事務取扱（高谷忠憲君） お答えします。

これは、令和6年11月の検査結果でございますけれども、国の基準、暫定基準ですが、1リットル当たり50ナノグラムに対しまして、企業団の各配水池4箇所ございますが、4箇所とも1リットル当たり1ナノグラム未満という表示になってございました。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） 的確に数字も押さえられていて、しかも非常に少ないということで、安心いたしました。

次に、井戸水の検査について近隣の自治体と比較して、五戸町の井戸水の検査状況というのはいかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

井戸水による健康被害を防ぐために井戸水などの施設や水質検査を行い、飲用に適するものか、年1回、広報等で周知しているほか、希望者を取りまとめて、健康増進課において、自己負担になりますが井戸水を持参していただき、業者へ水質検査を依頼しております。これは、郡内、五戸町だけ実施しているものでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君）　じゃ、他の市町村よりもより厳密に、厳密というか、検査されているということで、安心いたしました。

次に、五戸町で管理している井戸、これがあるかないかについての質問なんですが、五戸町で管理している井戸というのがあるかどうか、お答えをお願いします。

○議長（川村浩昭君）　川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村　豊君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

法的に規制を受けない井戸水は、所有者及び使用者が自己負担で管理、使用することとなっておりますので、健康増進課においては、町の施設における井戸水を使用している箇所については把握はしておりませんが、各町有施設において井戸水を使用している施設は、必要に応じて、各施設において管理、水質検査をしているものでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君）　高奥議員。

○4番（高奥浩明君）　五戸総合病院で井戸水を使っているかどうかというのは、いかがでしょうか。御回答お願いいたします。

○議長（川村浩昭君）　上山総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君）　ただいまの質問にお答えいたします。

五戸総合病院で使用している水は、全て井戸水で賄っております。いわゆる専用水として利用しております。ほかの施設と同様に、年1回の水質検査及び受水槽、くみ上げポンプ等の設備機器の点検並びに清掃を行っております。水質検査におきましては、令和6年度までは特に異常な項目はなく、専用水として利用しております。また、令和8年度以降、有機フッ素化合物検査義務づけ等も点検業者等から情報を聞いておりましたので、令和7年度において水質検査の際に、その検査項目もプラスして実施していく予定であります。

以上であります。

○議長（川村浩昭君）　高奥議員。

○4番（高奥浩明君）　五戸総合病院の井戸水に関して、来年度からP F A Sの検査が追加されるということを聞き、安心いたしました。

まだ井戸水のP F A S検査というのは、多分町内でやられたことがないので、一つの参考基準にはなるのかなと、水源地が違うので一概には言えませんが、一つの参考になることを期待しております。

次に、五戸町で操業している井戸を有する企業において、その企業の井戸に対してのP F

A Sの検査の必要はないか。五戸町、そんなに大きい会社はありませんけれども、よく他の自治体では、半導体工場等で井戸水からP F A Sが高濃度で検出されているという事例がございます。担当部署のお考えを聞かせてください。

○議長（川村浩昭君） 川村健康増進課長。

○参事・健康増進課長事務取扱（川村 豊君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、健康増進課としては、井戸水を使用している箇所について把握しておりませんが、地蔵岱工業団地内に所在する精密板金加工、医療品製造、回路基板製造及びコンクリート製品の製造を展開している数社に井戸水の使用状況を確認したところ、井戸水は使用していないということから、水質検査もしていないということを伺っております。そのため、工業団地付近の井戸水にP F A Sが含まれているかは、検査してみないと分からないということでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） お話、了解いたしました。まだこれから考えていかなきゃならない項目かもしれませんので、引き続き対策、対応をお願いいたします。

以上で、2つ目の再質問を終わります。

次に、3つ目の国スポ会場周辺の道路、側溝保全、樹木保全、除草等の計画はいかがかの質問です。

国スポ会場周辺の点検・整備については、特別なことは行わず、町と担当者が現地調査及び道路利用者からの情報提供により、従来どおりの保全管理を行うということ、理解いたしました。

ここでちょっと再質問、確認をさせていただきます。

ひばり野公園でテニスコートがクレイコートから砂入り人工芝コートに改修されております。このことが保全管理に何らかの影響を及ぼしているのかどうなのか、また何か期待しているものがあったのか。この点について御回答をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

テニスコートが改修されたことによって、その付近の道路及び側溝の機能保全等につながる一つの要因と考えられます。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 高奥議員。

○4番（高奥浩明君） テニスコートが改修されたことによって、側溝の保全が少し簡単になったというか、楽になったというふうなことで理解いたしました。

最後に、これは、ひばり野運動公園を利用されている方、住民の方からのお話なんですけれども、以前よりも犬のふんが増えているのではないかと。これは、犬を散歩させている方がふんの処理を行っていないということだと思いますが、そういう話を耳にすることがありました。国スポ開催の有無にかかわらず、これらの調査、対策を要望として、3つ目の質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） 次に、鈴木隆也議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

鈴木隆也議員。

〔7番 鈴木隆也君 登壇〕

○7番（鈴木隆也君） 皆様、おはようございます。

議席番号7番、鈴木隆也でございます。

議長のお許しを得ましたので、第10回五戸町定例議会において一般質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、このたびの岩手県大船渡市を中心に発生しました大規模山林火災において、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたします。また、被災された方々、避難を余儀なくされた方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い普段どおりの生活が送れますことを御祈念申し上げます。

それでは、質問に入ります。

今回の一般質問では2点について質問させていただきます。

1点目として、野生鳥獣被害防止対策についてであります。

近年、野生鳥獣を取り巻く様々な環境の変化により、全国的に野生鳥獣による農作物への被害や人的被害の報告が増加していることは周知の事実でございます。五戸町においても人的被害はないものの、農作物への被害はナガイモや稲作などを中心に拡大傾向にあると考えております。

私はこれまでの一般質問を通して、野生鳥獣による農作物への被害防止対策は、まずは自

分の畑は自分で守るという自助の意識、次に地域の畑は地域で守るという共助の意識、そして最後に、行政がそれらを包括的に支援する公助の意識、これらの意識の醸成が重要であることを訴えてまいりました。

新年度を迎えるに当たり、野生鳥獣被害防止対策について次の３点を伺います。

１つ目として、継続して取り組む主な事業と新たに取り組む主な事業は何でしょうか。

２番目として、自助、共助、公助の意識の醸成のための具体的な取組はどのようなものがあるでしょうか。

３点目として、公助について事業を展開するに当たり、野生鳥獣による被害を受けた方々に丁寧に耳を傾け、コミュニケーションを図りながら行動に移すことが非常に大切であると私は考えております。御所見を伺います。

次に、大きな項目２つ目として、児童の放課後の活動支援についてであります。

私が住む上市川地区にある上市川小学校では、先生方の働き方改革のため、令和７年度から４年生から６年生、この中には３年生も含む曜日もあります、これらの学年の最後の授業である６校時を現行より２５分早め、平日、各曜日とも１５時１５分に終了し、下校させるとのことでございます。他校においても下校時間を早める考えや取組があると伺っております。このことは、先生方の働き方改革を推進するためには、避けて通ることのできないしかるべき取組であります。同時に、放課後の時間が増える子供たちの活動を支援する取組を整備しなければならないと私は考えております。

児童の放課後の活動支援について、次の３点を伺います。

１つ目として、徒歩で下校しなければならない子供たちの保護者から、犯罪や事故、また近年目撃情報が頻発する熊などの野生鳥獣から子供たちを守るため、路線バスやコミュニティバスを利用させたいが、生活の実態に合致していないので改善を求める声を多く聞いております。これらの声は、バスの運行に十分に反映されるべきであると考えますが、実態はいかがでしょうか。

２つ目として、スポーツ振興公社が実施しているスポーツクラブについて、送迎バスの運行方法を改善してもらいたいという声を聞きます。例えば、上市川学区の場合、迎えのバスが上市川小学校を１７時頃出発しますが、参加される児童の最寄りのバス停などを巡回してもらえないかという声を聞いております。改善は可能でしょうか。

３つ目として、上市川小学校などでは週に１回、放課後子ども教室というものが開催されております。講師を中心に、地域のボランティアの方々が手伝い、参加する子供たちに様々

な運動や工作に取り組んでもらう活動であります。子供たちは学校の授業と違い、自由度が高く、遊び感覚で取り組めるので、本事業に満足する声を多く聞いております。また、地域の老若男女がボランティアに参加されており、地域のコミュニティーを育む場所にもなっています。これらのことから、本事業はさらに実施日数を増やすなど、推進すべきと私は考えております。本事業の概要と新年度の取組を伺います。

以上でございます。御答弁よろしくお願いいたします。

〔7番 鈴木隆也君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 鈴木隆也議員の質問にお答えいたします。

まず、1 項めの野生鳥獣被害防止対策についての質問の1 点目。

継続して取り組む主な事業と新たにに取り組む主な事業はについてお答えします。

継続して取り組む事業としまして、青森県猟友会の五戸支部及び倉石支部へは、実施隊射撃訓練所使用料、鳥獣被害対策実施隊員加入促進のための狩猟免許取得経費補助金、鳥獣被害対策実施隊員報酬、有害鳥獣捕獲奨励金を継続して取り組んでまいりたいと思います。

その他、農業を営んでいる方及び生活環境管理対策として、有害獣を捕獲するための小型箱わなの貸出しを継続しており、また令和6 年度から実施している事業として、有害鳥獣被害対策侵入防止柵購入補助金、動物駆逐用煙火消費保安講習会を継続しております。

今後、新たにに取り組む主な事業につきましては、令和6 年度に購入した自動撮影通信カメラを設置し、鳥獣の生態、被害状況の把握、集落環境診断、集落ぐるみの自衛体制と、今後の対策を検討する体制づくりに取り組んでまいりたいと思います。

次に、2 点目の自助、共助、公助の意識の醸成のための具体的な取組はについてお答えします。

地域住民の個人の農地や住環境の対策は自助、集落での整備や対策は共助、被害対策の施策についての公助は町であり、行政のみならず地域住民や集落の主体的な取組を推進していく必要があります。

具体的な取組についてですが、自助については、個人の農地への被害に対する防除や維持管理は自ら実施することが基本となりますが、町では被害対策として、有害鳥獣被害対策侵入防止柵購入補助金や箱わなの貸出しに取り組んでおります。

共助について、高齢化や離農のために耕作放棄が拡大しており、管理する土地所有者が集

落に住していないケースも多くなってきており、集落の農地環境を維持することが困難な地域が年々増えてきております。集落単位で農地や住環境の維持管理や整備を共同で実施することが被害軽減のために必要であります。町では、集落の生息環境診断を猟友会と共に取り組み、集落の現状や課題、地域共通の認識、環境的要因、被害発生軽減対策、被害箇所などを情報共有するなど、集落との連携を図ってまいります。

公助の取組として、令和7年度から自動撮影通信カメラや箱わな、くくりわなの設置による生息状況や個体数の管理、被害状況の確認及び把握、ICT機器の活用や地域住民との連携などによる効率的な捕獲体制の整備、近隣市町村との連携を強化し、生息情報や捕獲情報の情報交換を実施するなど、広範囲に把握できるように取り組んでまいります。地域住民や集落の主体的取組を推進することで、自助、共助の意識の醸成にもつながると思っております。今後も各個体数が増加することは必須であるため、総合的な鳥獣被害対策を自助、共助、公助それぞれ取り組んでまいりたいと思います。

次に、3点目の公助について、事業を展開するに当たり、野生鳥獣により被害を受けた方々に丁寧に耳を傾けコミュニケーションを図り、行動に移すことが非常に大切になると考える。御所見を伺うについてお答えします。

野生鳥獣に被害を受けた方については、被害状況を聞き取りし、被害箇所を農林課職員と猟友会の隊員と共に、被害鳥獣の種類、被害作物、耕作面積、被害面積、被害金額を確認するなど、丁寧に対応しております。公助として効果的な行政サービスが機能するように、各種事業などを実施してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） 鈴木隆也議員の2項めの1点目、徒歩で下校しなければならない子供たちの保護者から、犯罪や事故、また近年目撃情報が頻発する熊などの野生鳥獣から子供たちを守るため、路線バスやコミュニティバスを利用させたいが、生活の実態に合致していないので、改善を求める声を多く聞く。それらの声はバスの運行に十分反映されるべきであるが、実態はいかがかについてお答えいたします。

これまで、各学校では心身の健康増進等の観点から、できるだけ徒歩で登下校することを奨励してきており、子供の登下校の安全確保については、地域による見守りで対応してきておりました。しかし、近年、目撃情報が頻発する熊の出没対応などもあり、各校では、状況

の変化にしっかりと順応するよう求められているところです。

文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるように、学校における働き方改革を進めるように示しており、その一環として各学校長の裁量により、時間割を見直し、終業時刻を早める学校もあります。

そこで、終業時刻に合わせて、路線バス時刻の変更要望について検討した学校もありましたが、中学校の終業時刻の関係もあり増便は難しいことから、要望を取り下げた事例がありました。その学校では、バスの発車時刻まで児童を学校で待機させるなどの対応を取っています。路線バスの時刻表の改正につきましては、バス事業者と調整後、町公共交通会議に諮った上で、国土交通省の認可を受けて決定されるため、時期にもよりますが、1年程度を要することから、次年度早々に、よりよい時刻表となるよう、各学校と協議してまいります。

2点目のスポーツ振興公社が実施しているスポーツクラブについて、送迎バスの運行方法を改善してもらいたいという声を聞く。例えば、上市川小学校区の場合、迎いのバスが上市川小学校を17時頃出発するが、3か所の最寄りのバス停などを巡回して迎えてもらえないかなどである。改善は可能かにお答えいたします。

五戸町スポーツクラブの送迎バスについて現状を確認しましたところ、上市川小学校区では、行き帰りとも1か所にまとまって乗降をする方法を取っているとのこと。理由としては、限られた車両台数のため、上市川小学校区は八戸市桔梗野始発のコースとならざるを得ないことから、最寄りのバス停を巡回する運行では時間がかかり、クラブ活動時間に影響が出るため、現段階ではできないということでありました。

今後の対応につきましては、五戸町スポーツクラブで判断していくこととなりますが、よりよい送迎方法について検討するよう、教育委員会からも働きかけてまいります。

3点目の上市川小学校などでは、週に1回、放課後子ども教室が開催されている。講師を中心に、地域のボランティアの方々が手伝い、参加する子供たちに様々な運動や工作に取り組んでもらう活動である。子供たちは学校の授業と違い、自由度が高く、遊び感覚で取り組めるので、本事業に満足する声を多く聞く。また、地域の老若男女がボランティアに参加されており、地域のコミュニティーを育む場所にもなっている。これらのことから、本事業はさらに実施日数を増やすなど、推進すべきと考える。本事業の概要と新年度の取組はについてお答えいたします。

放課後子ども教室の概要ですが、こども家庭庁と文部科学省では、放課後の子供の豊かな

時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する視点で重要であることから、放課後児童対策パッケージによりまして、子供が放課後を安全・安心に過ごすための取組の推進を図っているところです。このことから、当町では、管内全4小学校に放課後子ども教室が設置されており、地域住民の参画を得て、週1回、上市川小学校においては、終業から16時30分まで空き教室等を利用して開催しております。状況につきましては、上市川小学校の放課後子ども教室を例に挙げますと、今年度の実績は、コーディネーター1名、共同活動支援員12名のスタッフ計13名。登録児童数は33名。そのほか、地域の方々のボランティア人数は延べ37名となっております。

なお、町では、放課後子ども教室のスタッフ謝礼金など、運営経費に係る財源として国・県の補助事業を活用しており、対象経費の3分の2の補助を受けております。

各放課後子ども教室の主な活動内容としましては、平日は、工作やカードゲームなどの自由遊びのほか、調理実習、サッカーやテニス体験など。休日は、イモ植え体験、種差ウォーク、ジャガイモ掘り、グラウンドゴルフなど。また、町の文化まつりでは、町立公民館において、4つの放課後子ども教室合同による自由遊びなどを行っております。

新年度の取組としましては、先ほどの内容と同等となると見込まれますが、各教室より多様な企画発案等をいただいていると聞いておりますので、様々な団体からも協力を得ながら、より充実した内容となるようサポートしてまいります。

また、開催日数を増やすことにつきましては、スタッフの確保、日程調整、予算の確保などの課題を精査し、前向きに協議、検討してまいります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 若宮町長、そして澤田教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順を追いまして再質問をさせていただきます。

まず、1点目の野生鳥獣被害防止対策についてであります。

御答弁いただきましたように、新年度に当たりまして、継続して取り組む事業、そして新たに取り組む主な事業といたしまして、これまでのように、やはり猟友会に対して各種の補助であったり、また農業従事者にはわなの貸出し、そして柵などの侵入防止対策の購入経費の一部を補助するという、そういったことのようにございました。

まず、担当部局である小村農林課長にまずイの一番お聞きしたいんですが、野生鳥獣被害を進めるために一番何が大切か、一番の肝になるところをどのようにお考えになって事業を

進めているのか、お伺いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

野生の鳥害獣につきましては、まず個体数の管理等いろいろありますけれども、まずこれからの、先ほど町長の答弁にもありましたように、自助、まず自分の畑を自分で守ることが大切であります。そのためには、五戸町では同時に、最近、令和2年度からハクビシンとかタヌキが出てきましたので、そういう対策を同時に行っております。まずは、自分の農地は自分で守ることが基本になるかと思います。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 私も全くそのとおりだと思います。

再三申しますように、やはり自分の畑は自分で守る。それが大事になってくるということは、常々私も申し上げてまいりました。私、昨年、猟友会のほうにも参加しておりますので、令和6年12月24日、これは県の主催で、青森県野生鳥獣による被害防止対策研修会というのが青森で実施されまして、そちらに勉強に行つてまいりました。

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーである荒尾穂高さんという方が講師を務められました。その中で、対策の基本、その先生もおっしゃっておりました、農業者の本音は、本来、野菜、農作物を、本来であればただ収穫したいだけだと。要らない経費はかけたくない、特に野生鳥獣に対する被害を率先してやろうと思っている人間、ほとんどいないと思いますという見解でした。そして、対策は誰がやるのか、これは先ほど課長もおっしゃったように、受益者が負担することが原理原則。そして、農業は野菜を育てる経営であると、それには経費がかかりますので、例えばカメムシが出たら薬をまく、寒さに弱いものを植えるときには、ビニールハウスを建てる、野生鳥獣の被害を受けたらネットを張る。それは、やはり農業に従事される農家さんが行うべきことであると。そこをしっかりと行政が訴えていって、その訴えた先で、公助として柵を設けるであつたりの一部の経費を負担することが大事であると。

そして、その補助事業であります、公助の在り方をもう一度しっかりと考えてもらつと、取つてつけた補助は逆効果であると。そして、効果的な捕獲というものを猟友会の皆さん、そしてそこに住まわれる地域で、いろいろと意見を出し合いながら進めなければなりませんよと。そして、失敗する対策というものは補助金漬けにする、つまり何でもかんでも町、行政が買い与える。例えば、おりであつても貸すとはいつてもそこは数に限りがあります。柵

を設けるにしても全額ではないと思うんですが、それらもあまり行政がお金を使って提供するという事は逆効果である。

これらを踏まえて、やはり丁寧に農業に従事する方々に、自分の畑は自分たちで守りましょう。そして、地域の畑は自分たちで守りましょうと。そういう意識を持っていただくことが一番重要である。柵をつけるための補助金を渡すわけでもない、猟友会の皆さんに手厚い支援をするわけでもない。その気持ちを醸成することが一番大切であって、その講師の先生は、それに少なくとも5年の時間はかかるんですよ、もしまだ取り組んでいない市町村、また関係団体、関係者がいらしたら、すぐにでも始めてくださいというふうに私は勉強してまいりました。

五戸町農林課では、令和6年度、その自助の考えの醸成のためにどんな取組をしましたか、どんな努力をしてきましたか。お答えください。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

令和6年度につきましては、地域計画の座談会がありましたので、浅水、倉石地区、上市川地区の会場で、地域計画では、また鳥獣とは違うんですけれども、そういう集まりがありましたので、鳥獣はもうこの時代に、イノシシ、鹿はもういつでも出るような状態だということもお伝えしております。

また、農家からの目撃情報とかが前提でありますので、農家の皆さんに目撃情報を支所でも役場でもいいので、情報提供をしてくださいということを伝えております。また、それは秋ですけれども、1月の末から2月の頭にかけては、転作関係の説明会がありますので、そこでも鳥獣被害の報告をするようにお願いしています。

また、農業委員会の総会でも、農業委員の皆さんに対して、目撃情報がありましたら必ず、これから小さい個体、ハクビシン、小型でも大型でもいいですので、見かけたら総会の日に連絡してくるよう、私のほうは伝えております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） ありがとうございます。

様々な取組をされているということでありましたが、いろいろな市町村、県単位で鳥獣被害対策をホームページ等でうたっている都道府県、そして中には、市町村レベルでも対策をうたっているホームページを立ち上げたり、そしてまたパンフレットを必要に応じてプリン

トアウトできるような体制を整えている市町村もございます。

五戸町では、ホームページを使ったり、例えば定期的に発行される五戸町の広報等で、そういった鳥獣被害対策は、こういうことが重要でありますよ、皆さんこういうことに気をつけてください、そういった発信の仕方という取組はいかがですか。されていますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

以前に広報のほうには、有害鳥獣につきましては広報で、紙面で載せております。ただ、五戸町のホームページにつきましては、鳥獣害の項目が少ないと感じておりますので、これから鳥獣の捕獲情報や目撃情報を掲載して、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） そうなんですよ、発信が、そういった大変少ないというか、下手だなと思っているんですよ。もっともっと経費をかけずに、最大の効果を得る方法が山ほどあると思うんですが、わなを買ってみたり、猟友会に支援を厚くしてみたり、私、そこじゃないと思うんですよ。

私、新潟県の三条市のホームページ、大変すばらしい取組だなというものを見つけてまいりました。三条市は、猿被害が大変多くて、当町とまたちょっとした鳥獣被害対策の仕方、考え方が多少違うと思うんですが、ホームページを見ますと、鳥獣被害対策チェックリスト、これが家庭用というものがあります。同じく集落用というチェックリストもあるんですよ。

家庭用のチェックリストを見ますと、1番から14番までの項目がありまして、その項目、はい、いいえで答えて、3分の2以上がはいであれば、その家庭は鳥獣被害対策をしっかりと行っている家庭ですよ。逆に、3分の1以下は鳥獣被害に弱い家庭、もっともっと取り組んでくださいという、そういった訴え方をしている三条市でございます。

例えば、はい、いいえで答える項目の中に、被害を受けたら家族や近所、市役所及びJA担当者に連絡している、はい、いいえ。くず野菜は庭や畑にそのまま捨てずに、コンポスト等を利用している、はい、いいえ。生ごみは圃場周辺に捨てると獣をおびき寄せるので、適切に処理している、はい、いいえ。収穫しないと決めた野菜などは食べられる前に処分している、はい、いいえ。畑の周辺で野生化している野菜は取り除いている、はい、いいえと。

このように、自分たちが何をしなければ野生鳥獣の被害を受ける確率が多くなるのか、そしてこういうことを一人でも多くの方々が実施することによって、野生鳥獣の被害を軽減す

る集落を減らすということにつながるという意識を持っていただく、私、これが大事だと思うんです。何をしたいのか実際分からないという方々がいる。そういった現状にあるのではないかなと考えています。

そして、農林課長に聞きたいんですが、先ほど家庭用のチェックリストの1番、被害を受けたら家族や近所に連絡をする。これはやはり、集落でこういった被害があるから情報共有します。次に、市役所及びJA担当者に連絡する。例えば、五戸町で被害を受けた、ハクビシンであろう果物の食べ方をする被害を受けた。ナガイモ畑をイノシシのようなものにいっぱい掘り起こされている。こういうことを行政、五戸町に連絡するということが大事だよとこのチェックリストはうたっているんですが、それは大事だと思いますか。行政にその情報を上げることは大事だと思いますか。そして、なぜ大事なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

目撃情報等につきましては、実際、役場のほうに目撃情報をくれる方は、道路、運転中に熊を見た、イノシシを見たという方がほとんどです。農家の方からは、目撃情報というのはほとんど来ません。慣れているというか、もう目撃は前からしているんだけど、自分の畑、農地に被害がないため、いるんだというような感覚になります。

ですので、私は先ほど申しましたように、地域計画や農家の皆さんが集まる機会の、そういういい機会に、やっぱり聞くといるいと。イノシシもいます、鹿もいますということで答えますけれども、まず住民の方の意識を変えなければ、農家の方の意識をまず変えて、役場のほうに連絡をくれるようにはお願いしているんですけれども、そういう地元の共有とか集落の共有をして、そういう意識改革が必要じゃないかとは思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 今の御答弁の中に、目撃情報を提供してもらうということの重要性と
いうか、なぜ目撃情報を役場に届けてもらいたいのかという、その答弁がなかったんですが、そこをお願いできますか。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） 目撃情報をまずいただきたいのは、農家の方の意識の、先ほど言いました、あと役場で、私がなぜ目撃情報が欲しいかというのは、役場として生息マップと

か、個体数を把握できるために情報をいただきたいということで、それがまず対策を行うことによって、次の予算とかそういうものにつながっていると思いますので、そういうことで私は聞いております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） それで、今回の3番目にもありますように、公助について事業を展開するに当たり、野生鳥獣による被害を受けた方々に丁寧に耳を傾け、コミュニケーションを図り、行動に移すことが非常に大切になると、私、冒頭申し上げました。

一部の自治体では、猟友会の皆さんと仲が悪くなって、鳥獣被害対策に当たることがまもなくなくなったという行政もあると、最近のニュース等で聞いております。それだけ被害を受けられた方々、そしてその対策に携わる方々と情報交換、そしてしっかりと話を聞いて取り組むことが重要であると私は考えておりまして、この質問をするに当たり、お察しのいい農林課長は恐らく分かっているかとは思いますが、半年ぐらい前の、新聞の投書欄の掲載のことをちょっと触れさせてください。12月、ちょっとこの質問をしたかったんですが、ほかの質問をしたので、今の時期になりましたことをお許してください。

これは、令和6年9月25日、繰り返します、新聞の投書欄の中に、鳥獣対策、誠実な対応をという題目で、五戸町在住の稲作農家さんが投書されておりました。その内容をかいつまんで御説明しますと、田んぼが8月に被害を受けたと、イノシシのようだ、とてもショックだった。だんだん被害が拡大していったので、地域の猟友会に相談し、わなを設置した。その上で、役場に連絡をして、一度、被害の現場を見てほしいと伝えたそうです。お願いしてもなかなか動いてくれず、厳しい口調で言うと、ようやく2人の職員が来たと。写真を撮り、県に報告すると言って帰っていった。その後、音沙汰がないので問い合わせたところ、県庁に報告しましたとの返事だけだったそうであります。鳥獣被害について相談もせず、我慢している農家も多いと聞きます。簡単に解決できる問題ではないと分かっていますが、行政には誠実な対応をお願いしたいと。

私、まず文章を読んだときに、この農家さんが新聞社さんに投稿して、そして新聞社がある程度脚色したのか、手直ししたのか、それが載っかってきたと。ただ、この載ったままを読みますと、随分とお役所的な対応をされたのだなと。そして、日々そういった鳥獣被害対策に当たっている、私も所属している猟友会の皆様も、俺らがこんなに頑張っているのに、行政がこういう対応をしたのでは、ちょっとやってられないなと、そういう声を聞い

たことを思い出しております。

この記事のことについて、確かに現場を見に行き、それを県に報告したというのは、五戸町の行政が取るべき行動ではありますし、ただ逆に、必要最低限の行動をただけなのかなと私は感じます。この投書についての事実関係と、そしてこれを受けて、担当課ではどういうふうに対応したのか、何か足りないことがこれまであったかと反省するならば、それを改善するように、課内でどういうふうに取り組んだのか、それらをお答えいただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） お答えいたします。

新聞記事につきましては、御本人から新聞掲載した午前中、10時頃にお電話がありました。実はこの新聞内容につきましては、その方が、五戸町の対応が不十分であるという記事になっておりますが、この方は、実は確認しましたところ、電話での確認なんですけれども、実は眼鏡を忘れていってしまいまして、最終的な記事の確認をしないで、まずオーケーを出したということを聞いております。そして、電話では大変申し訳なかったということで、ちょっと自分の内容とはちょっと違っていたということで、五戸町農林課のほうに電話がありました。

まず、その対応につきましては、当日は担当者が不在でありましたので、後から連絡するというので、次の日に、職員2名で、猟友会と一緒に現地に行っております。現場を確認したところ、やはり耕作放棄の土地が多かったため、本人には、山林部に近いということで、草刈りをしてくれるようお願いしたということを聞いています。

また、おりについてもいろいろな箱わなを設置していますので、このイノシシについては、猟友会がまず箱わなを設置することを決めるんですが、まず空いている状況とかを確認しなければ分からないということで、1週間後にはおりを設置しています。ただ、この場所はなかなかおりを設置しても入りづらいということは確認しているそうです。

まず、その後に、今年、令和6年度から始めた補助金がありますので、ネット柵等の補助金もありますから、どうぞ御活用くださいということも伝えております。

特に、私が聞いたところ、とても丁寧に職員は対応したと感じています。次の日もすぐ行っておりますし、猟友会とも一緒に行動している。ということで、新聞記事につきましては、御本人からも悪かったということがございましたので、農林課としましては、もうこれを収束するのが一番いいかと思ひまして、この状態にしております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 農林課としてはしっかりと対応を取ったと。分かりました。取ったというのであれば、そうなのでしょう。

ただ、被害を連絡しないという方々の中には、どうせ連絡したって何もやってくれないでしょう、素っ気無い対応をされるでしょうという方々が少なからずいらっしゃいますので、そこはしっかりと課内で対応して、接遇というものをもう一度大事にされて、コミュニケーションを図っていかなければ、自助の醸成、公助の醸成、そこがうまくつながっていかないと考えております。この問題につきましては以上でございます。

ぜひ、分かりやすい、自分たちが何をしたら鳥獣被害対策が少しでも進むのか、そこを分かりやすく、インターネット等、そしてまた五戸町広報等を使いまして、分かりやすく進めていただくことを切に希望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の質問の再質問をさせていただきます。

子供たちの放課後のことでございます。

（1）として、徒歩で下校しなければならない子供たちの保護者から犯罪や事故、また近年、目撃情報が頻発する熊などの野生鳥獣から子供を守りたいと、もう1人でうかうか歩かせることが怖くなってきた。今回は、特に私が住む上市川地区、上市川小学校の方々からお声を聞いて、フォーカスして質問をさせていただいているわけです。

というのも、お隣、八戸市で熊の目撃情報がありました。2月1日、これは夕方です。八戸市河原木小田、これはもう上市川から山1つ越えたところの住所になります。そして、翌日2月2日午前、同じく八戸市市川町長者久保、これも河原木から少し北に行った市川町というところの住所です。これも上市川から山1つ越えたところなんです。そして同じく、同日2月2日の午後、八戸市の市川町和野前山、これも同じ周辺でございます。そして、2月3日お昼、八戸市の尻内町中土というところでも3日間続けて熊の目撃情報がありました。しかも、山1つ越えたすぐ近いところです。

この情報を受けて、少なくとも上市川学校ではどういった対策を取られたのか、報告があったら教えていただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） ただいまの御質問にお答えいたします。

上市川小学校では、保護者から迎えに来てもらって引き渡す。来れない場合は自宅のほう

まで送ったと聞いております。教職員が自宅まで送り届けたと聞いております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 野生鳥獣にもお詳しい議長もいらっしゃいますけれども、例えば子供を先生が家まで送って行って、熊が出てきたと、子供を助けられますかね。熊に襲われたとそういったときに、先生が子供を家まで送り届ける、少しは被害が軽減されるかもしれませんが、2人とも襲われてしまうという可能性は十分ありますよね。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） お答えいたします。

まず、車で送り届けたとしても、家に熊がいたらどう対処するんだろうかという御質問かと思いますが、個人的には、大変危険な状況にはなるかと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） 済みません、分かりにくい質問をして。

議長と目が合ったので、熊は怖いなと思って議長に話しかけて、櫻井課長からの御答弁にまで時間がかかりまして、大変失礼な質問でした。済みませんでした。

先生たちも送っていったって、やはり熊がもし出てきたら助からない可能性が非常に大きい。かといって、路線バスの時間をみんなにいいような時間にしてくださいとか、コミュニティバスをみんなにいいように巡回させてください、こういうお願いも私もう以前からずっとしたりもしていて、同じような御答弁で、やはり難しいというのは十分分かっています。

ただ、標識が腐食して通行者に直撃したりとか、交差点内で歩道に車が飛び込んできた、そういった事件等を受けてから、ようやく、そういった腐食した標識の点検であったり、交差点に面したところの歩道に頑丈な柵というか鉄柱を設置するとか、全てがやはり後手後手になってしまう。被害がなければ何も動いてくれないというのが、仕方ないと言えば仕方ないんですが、そこに対してもっともっと現状を鑑みた取組というものが、これからの行政には非常に重要になってくると私は考えております。そのためには、町長が以前から研究してなされる乗合タクシーを何とか有効に使うであったりとか、そういうところまで考えを及ぼす必要があると思うんです。

そして、子供たちが帰るまで、バスに乗れるまでの間、学校に引き止めておく。それをし

ますと、働き方改革を進めたい学校側からすれば、本音で言えば、それはやってほしくないはずなんです。やはり、15時15分に帰りましょとなったら、学校からは子供たちがいなくなるということが本当の意味での働き方改革を進めるということにつながってくると思います。ですので、そこはそこでしっかりと考えて進めなければならない。

その中ではまた福祉課が所管でしょうけれども、放課後児童保育、放課後児童クラブという運営の仕方をもっともっと柔軟性を持たせた取組をしていてもらいたいなと考えるところでございます。それには相応の財政の出動も考えられますが、そこはお願いしたいと考えております。お願いだけにしておきます。

そして、次のスポーツ振興公社の送迎バスのことについてでもあります。

これもまた限られた財源でやりくりしなければならない。また、このスポーツ振興公社につきましては、所管が違うこと、公益財団法人五戸町スポーツ振興公社が行っている事業ですので、行政としては、そこまで口出しできないであろうかなとは思いますが、やはり町長、定例会の開会日、来年度に向けての所信表明の中でもございました。国スポを成功させるためにもスポーツの振興、そしてスポーツクラブの活性化というものは避けては通れない、それを進めていく、そういった思いをやはり形にしていっていただきたい、そのように思います。

改めて、予算は使うかもしれないけれども、少しでもそういった声を拾い上げて、拾い上げるんですよ、来るだけを待っているんじゃなくて、拾い上げることを、そういったことを進めるお気持ち、その辺伺いできますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） お答えいたします。

スポーツクラブにつきましては、今後も充実、発展していくことを期待しながら、あるいは側面から援助しながらということは、大変必要なことだと思っています。ですから、それは進めていきたいと思います。

運営の仕方につきましては、今の御意見を十分に参考にさせていただいて、どちらかといえば受け身なところは今までであったと思いますので、積極的に意見を取り入れていきたいと思っています。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木議員。

○7番（鈴木隆也君） よろしく願いいたします。

3点目です。放課後子ども教室のことでございます。

3分の2が国や県の補助から充てられていると、本当に私も見学させていただいたり、自分の子供が参加しておりまして、大変活発な楽しい時間を過ごさせていただいていると考えております。

そして、放課後児童保育、放課後児童クラブでは、どうしても1つの教室に1年生の子からおりますので、どうしても高学年の子供たちはがやがやしたり、小さい子供たちと一緒にいることに抵抗がある子供たちがおりまして、そこで例えば帰るバスを、時間を待つということが嫌だから歩いて帰るという子供たちもいたりします。

こういった放課後子ども教室というまた別な枠組みで、子供たちの放課後の時間というものもの過ごし方を支援する枠組みを増やしていただければ、様々なことが解決できるのかなと考えておりますので、子供たち、そしてまた支援員の方々の労力の増加にもつながるかと思いますが、よろしく願いして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） ここで休憩を取り、一般質問の残余については、午後1時から行います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後1時 開議

○議長（川村浩昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（川村浩昭君） 日程第1の「一般質問について」を続行いたします。

豊田孝夫議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

豊田孝夫議員。

〔9番 豊田孝夫君 登壇〕

○9番（豊田孝夫君） 議席番号9番、豊田孝夫でございます。

議長の許可を得まして、五戸町議会第10回定例会におきまして、先に通告してあるとおり一般質問をさせていただきます。

その前に、明日11日は14年前の東日本大震災発生の日でもあります。これまでに、災害関

連死まで含めると死者1万9,775人、行方不明者2,550人に及び、加えて、昨年の元旦に発生した能登半島地震では死者500人余りとなっております。また、つい先日は岩手県大船渡市での山火事は2,900ヘクタールを焼き尽くし、民家の被害も多数に及びました。昨日のニュースでやっと鎮火したとのことでございます。お亡くなりになりました方々にお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。このような時期に、神奈川県鎌倉市と災害発生時の相互応援に関する協定を締結したことは、とても意義深いものであり、相互に安心感を生むことができることと思います。

さて、前置きはこれくらいにして、早速ですが質問に入ります。

1件目は、道路使用における占用料についてであります。

当町の歳入における道路占用料について、どのような状況によって発生するものかどうか、そして、それらの関係者が異動になった場合にはどのような手続が必要になるものかどうか、さらに、面積等が変更になった場合にはどのようにすればよいのか。

については、次の項目についてお答え願いたいと思います。

1つ目、占用料が発生するのはどのような場合か、また、占用目的と占用期間に制限はあるかどうか。

2つ目、占用関係者が異動になった場合はどのような手続が必要になるか。

3点目、占用料金はどのようになっているか、また、納める方法は、さらに、料金の改定を実施することがあるかどうか。

4つ目、現在、占用件数と延べ面積、占用料の総額は幾らか、滞納等は発生していないかどうか。

5つ目、占用利用者に対し、説明会等を開催した経緯はあるかどうか。

次に、2件目ですが、ふるさと納税における町の収入についてであります。

当町に対するふるさと納税は、町の収入源として貴重な役割を担っております。町外に住んでいる方々が、五戸町の発展を祈り寄附をしてくださるととてもありがたい制度であることに違いはありません。

また、寄附をすることにより寄附者本人が、その寄附金額の一部を所得税及び住民税から控除することができるとのこと。そのほかに、寄附された自治体から何らかの物品を返礼品として受け取ることもできます。各自治体が返礼品に力を入れているのも理解できます。

しかしながら、ふるさと納税を運用、運営するために種々のシステムを使用しなければならない必要が求められております。

については、次の項目についてお答え願いたいと思います。

1つ目、ふるさと納税を運用、運営するためにどのようなシステムが必要か、また、それらの使用のために経費がどれだけ必要か、システムごとの費用を示していただきたい。

2つ目、当町へのふるさと納税の件数と寄附金総額は幾らになるか、令和6年度の見込みでお答え願いたいと思います。

3つ目、当町のふるさと納税の返礼品として使用された物品の主なものは何か、また、その総額は。

4つ目、ふるさと納税の寄附金控除を受けるために必要な手続は、また、令和5年度に当町で寄附金控除を受けた件数と金額は、さらに、そのことにより税収が減少した金額は幾らになるか。

5つ目、当町に対してのふるさと納税を増加させる施策を何か考えているかどうかであります。

以上、2件10項目に及びますが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

〔9番 豊田孝夫君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 豊田孝夫議員の質問にお答えいたします。

1項めの道路使用における占用料についての質問の1点目の占用料が発生するのはどのような場合か、また、占用目的と占用期間に制限はあるかどうかについてお答えいたします。

道路占用料が発生するのは、道路用地に電柱、電線、上下水道など一定の物件または施設を設置し継続して道路用地を使用する場合に占用料が発生いたします。また、占用目的と占用期間の制限についてであります。占用目的は道路に一定の工作物、物件または施設を設け道路の空間を独占的、継続的に使用することとされております。占用期間につきましては、1年以内としております。

2点目の占用関係者が異動になった場合は、どのような手続が必要になるかについてお答えいたします。

占用関係者が異動になった場合の手続につきましては、道路占用変更許可申請書により、変更となった申請者から申請をしていただくこととなっております。

3点目の占用料金はどのようになっているか、また、納める方法は、さらに、料金の改定を実施することがあるかどうかについてお答えいたします。

占用料金につきましては、五戸町道路占用料徴収条例第2条に基づいて徴収しております。納める方法につきましては、納付書によって役場及び各支所並びに金融機関で納付していただくこととなります。また、料金の改定につきましては、道路の占用は国が定める道路法に基づいて施行しており、国から3年程度ごと占用料の改定が妥当と通知されていることから、当町においては3年ごとに改正しております。

4点目の現在、占用件数と延べ面積、占用料の総額は幾らか、滞納は発生していないかについてお答えいたします。

現在の占用件数につきましては、令和7年2月末現在、34件となっております。延べ面積につきましては、道路を占用する物件または施設によって占用内容が異なることから、占用件数と整合性が取れるものではございませんが、286平方メートルとなっております。また、占用料の総額は440万2,211円となっております。滞納につきましては、現在ありません。

5点目の占用利用者に対し、説明会を開催した経緯はあるかどうかについてお答えいたします。

占用利用者に対し説明会を開催しておりませんが、更新をする方へは道路占用許可手続の案内を送付しております。また、町ホームページにも掲載し周知をしております。新規の申請をする方につきましては、建設整備課窓口で対応をしております。

次に、2項めのふるさと納税における町の収入についてですが、まず、1点目のふるさと納税を運用、運営するためにどのようなシステムが必要か、また、それらの使用のために経費がどれだけ必要か、システムごとの費用を示していただきたいについてお答えいたします。

ふるさと納税に関する業務は、大まかに申し上げますと、寄附の受付、寄附金の収納、返礼品の発注、発送という流れになりますが、1万を超える件数を町だけで処理することはほぼ不可能であり、五戸町では、こうした業務をふるさと納税サイト運営事業者に委託しており、事業者のシステムを間接的に利用する形になっています。

五戸町へのふるさと納税件数の99%はふるさと納税サイトを經由しており、町が直接寄附の受付から収納まで行うのは年間100件足らずであり、町独自で運用するふるさと納税システムは導入しておりません。五戸町が契約しているふるさと納税サイト運営事業者は、令和5年度は4者、令和6年11月から1者追加して5者となっており、これらの事業者に支払った委託料等は、返礼品代及び送料に相当する金額を除き令和5年度実績で2,252万2,406円です。

2点目の当町へのふるさと納税の件数と寄附金総額は幾らになるか、令和6年度の見込み

でお願いしたいについてお答えします。

令和6年度中の寄附件数は1万4,200件、寄附金総額は2億円に達すると見込んでおります。

3点目の当町のふるさと納税の返礼品として使用された物品の主なものは何か、また、その総額はについてお答えします。

五戸町の返礼品の主力はリンゴです。令和5年度の実績で見ると、リンゴを返礼品とした寄附金額は9,893万7千円で全体の63.6%を占めています。出荷個数で見ると、8,914個で全体に占める割合は77.4%になります。

4点目のふるさと納税の寄附金控除を受けるために必要な手続は、また、令和5年度に当町で寄附金控除を受けた件数と金額は、さらに、そのことにより税収が減少した金額は幾らかについてお答えします。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除を受けるには、原則として寄附を受けた自治体が発行する受領書等を添付して確定申告をしていただく必要があります。ただし、確定申告が不要な給与所得者等でふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合には、当該各自治体に申請することで確定申告が不要になるふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することができます。

また、令和5年度課税分で、当町においてふるさと納税に係る寄附金税額控除の適用を受けた件数は312件で、控除額の合計は865万1,584円でした。これは、税額控除ですから、この865万円余りの町民税がふるさと納税により減少したことになります。ただし、この減少分の75%は地方交付税により補填されますので、実質的な減少額は約216万円となります。

最後の5点目、当町に対してのふるさと納税を増加させる施策を何か考えているかどうかについてお答えします。

まず、返礼品の主力であるリンゴの生産拡大に資する事業として、令和7年度当初予算においてこのへアアップるちゃれんじ事業補助金を新たに計上しました。この事業は、高密植等の省力樹形の採用や先端技術の導入を支援し、農業者の労働環境改善とともにリンゴ生産量の増加を図るものです。また、既存のものづくり事業費補助金を活用して返礼品の基準に適合する新たな地場産品の開発を推進したいと考えております。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 豊田孝夫議員。

○9番（豊田孝夫君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、順次、1つ目から再質問させていただきます。

占用料がまず発生するというふうなことですけれども、この占用料については1年以内であるというふうなことなんですけれども、これについての更新については特に制限がないものかどうか、このところをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

更新に当たっての占用期間の制限については、ございません。1年以内となっております。更新もするときも1年以内という形で、更新手続をしていただいております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） それで、町道に道路沿いに面するところに多少の空き地があるというふうなところで、仮に農家の方々がそこで直売所をやってみたいというふうな場合についても、その申請をすれば認められるものかどうか、そこを、このところも少しお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

占用目的の中に、露店、商品置場、その他、これらに類する施設等ございますので、占用目的に該当するため占用の対象となるものであります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

農家の方々に、ちょっと自分でもやってみたいというふうな方があれば、町道に面するところであれば、それは借りることが可能であるというふうなことで理解いたしました。ありがとうございます。

その期間についても、1年ごとの更新であれば、これもずっとほぼ認められるというふうなことなんですけれども、これって、ずっとそれこそ10年とか15年とかもう、そういった更新すれば可能なものかどうか、そのところをちょっとお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

申請者が何年間であろうと、継続してその占用目的の該当するものをしていきたいとい

う場合につきましては、その期間の制限というのはございません。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。特に期間の定めがないというふうなことで理解いたしました。ありがとうございます。

次に、2番目の占用関係者が異動になった場合、どのような手続が必要になるかというふうなことなんですけれども、この場合は、担当課の届けが必要だと、それから変更許可申請が必要であるというふうなことなんです、その都度、それが起きた時点で担当課のほうに伺えばよろしいというふうなことでしょうか。そのところをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

変更が生じた場合は、その占用期間の期限の前に建設整備課のほうに来ていただいて、その更新の手続をしていただくという手法でやっております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。占用期間の前に、切れる前でやればいいですよ。そういったことになるかなと思います。分かりました。ありがとうございます。

次に、3つ目になりますが、占用料金はどのようになっているかというふうなことで、先ほど町長の答弁の中で国が定める3年ごとに変更になりますよ、なる可能性がありますよというふうなことなんですけれども、その変更時期というのは、これは借りたときからなのか、例えば8月から借りました、じゃ、翌年の7月の末までというふうなことになるか、全てその年度始め、4月から始めて3月末で一旦区切るものかどうか、このところについてはいかがでございましょうか。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

占用料につきましては、改正になったときに、新たにその期間のときに、また更新の納付書を送付して更新していただくという、料金の改定ということでやっていただいております。

以上でございます。

訂正します。失礼しました。

私、今、説明したのはちょっと別なことで、1年以内に期限というのを定めております。

それで、更新があった場合は、その年の年度で皆様方にその料金で請求しております。

以上でございます。訂正いたします。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 年度更新というふうなことですよね。分かりました。じゃ、4月から3月までというふうなことになります。料金の改定ばかりじゃなくて、例えば面積、これが変更になりましたというふうな場合も、やはり申請者のほうから届出をしてもらおうというふうなことでございましょうか。そここのところ確認したいと思います。お願いします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

変更が生じた場合は、その占用を申請する方からその変更をしたという届出をいただいて、その時点で、面積を料金に反映させて再度計算して請求するものであります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 分かりました。

それで、例えば借りている方から、この分変更になりましたといったときに、そこで担当課のほうでは現地確認をするものかどうか、または、その変更をした場合の届出、申出があったときに、担当課、担当職員が立ち会って行うものかどうか、ここのところをちょっとお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、変更が生じた場合は、一応、まず窓口のほうに来ていただいて手続をしていただくわけですが、まず必要に応じて、全て現地に行くというわけではございません。まず必要に応じて現地のほうを確認したりはしております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 必要に応じてというふうなことのお答えがあったんですが、例えば変更になりますよ、これだけ少なくなりました、減らしました、または増やしたということ、まずないでしょうけれども、その申請者の方の言うその数字をそのまま反映させているものでしょうか。これまでにについてのことを、経緯を踏まえてお願いします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

今、変更があった場合は、申請者の申出のとおり町の方では手続をして許可をしています。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 分かりました。

申請者の申出のとおりというふうなことになりますね。特別に町の方では現地調査するというふうなことは、あまり行っていないというふうなことで理解いたします。

次のところに入りますけれども、4つ目ですけれども、現在の利用件数と延べ面積、占用料の総額で、先ほど7年か、来年度分か、これじゃ、7年、34件で286平米とさっき聞いたの、ごめんなさい、286平方メートルじゃない、違うな、済みません、ちょっとここ数字のほう、ちょっと今あやふやになったんで、ここの確認をちょっとお願いしたいなと思います。金額については440万2,211円というふうなことで、滞納なしについては特に問題はないんですけれども、286平方メートルと聞いたんですが、ちょっとここ確認のために正確な数字をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

現在の占用件数ですけれども34件となっております。延べ面積につきましては286平方メートルとなっております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） 286平方メートルですか、何か随分少ないような気がしますが、そんなに大きく借りているところはないんでしょうかね。仮に、例えば一番大きく借りているところといいますと、施設がどこにあるかなとは思いますが、そういった場所というのは特定することをできますでしょうか。お願いします。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

占用面積につきましては、昔、県国道、または県道のところだったものが、道路だったものが、その後、町に移管されてそういったところで建物が点在しております。その件数も含めて34件というふうになっております。その中で、建物につきましては12件、家の軒とか小

屋、あと住居の一部がその道路に面しておりまして、それが町に町道認定されて移管されたことから、この面積を町で占用手続として行っているものであります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

国道、県道から移管されたものも含まれるというふうなことで理解いたします。面積等については、そちらでおっしゃるとおりかなとは思いますが、そこについては、滞納も発生していないというふうなことで440万円ほどの収入になっているというふうなことでありますので、ありがとうございます。

次に、占用利用者に対しての説明会等を開催した経緯はあるかどうかというふうなことなんですが、これについてはいかがでしょうか、過去において。過去においてって100年も遡るわけじゃないんですけれども、10年、20年で遡ってみて、借りている方々に対しての全体の説明会、もしくは案内文を送ったとそういった実績があるかどうか、経緯があるかどうか、そのところについてはいかがでございましょうか。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） ただいまの御質問にお答えいたします。

説明会につきましては、答弁にございましたとおり開催はしておりません。更新する方につきましては、更新手続の案内等を送付したり、また町ホームページで掲載する、周知するなどして行っているものであります。説明会については、そういう状態となっております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

更新するときに、その利用者の方々に直接文書等で案内しているから特に説明会等は開いていないというふうなことですけれども、もし、説明会を開いてほしいというふうな申出があった場合にはどのようになりますでしょうか。1人、2人に限らず少人数でも、そういった説明会開いてくださいませんかというふうな申出があった場合は、どのように対処をなさるつもりでございましょうか。

○議長（川村浩昭君） 小保内建設整備課長。

○参事・建設整備課長事務取扱（小保内一典君） 御質問にお答えいたします。

説明会等が必要になった場合につきましては、開催に向けて検討してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

説明会が開催が必要となった場合、どういう事態になるかちょっと私も分かりませんが、そうなったら、ぜひ開催の案内をその利用者の方々に案内していただければ大変いいのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。特にお金の絡むことでございますので、疑念を抱かれないような対応の仕方をしてほしいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1つ目については以上で終わりますけれども、次に、ふるさと納税関連のところを、先ほど町長の答弁のほうで、今現在、そのシステムを使うために2,252万円の金額がかかっているというふうなことでございます。

町の見込みが、先ほど伺ったら2億円を超えるだろうというふうなことですけれども、大した占める金額ではないのかなとは思いますが、それにしても、かなりこの出費があるというふうなことでございました。何というんですか、本当は町独自でやれば一番、丸々全部入ってくるかなとは思いますがなかなか難しそうでございまして、やはりこの辺はふるさと納税を扱っているその事業者のサイトを活用するほうが一番いいのかなと思います。

今現在、5者を使っているというふうなことなんですけれども、それにしても、何となく2,000万、3,000万となってくると、何かもったいないような気がしないでもないんですが、このことについてどうでしょうか。ふるさと納税業者によって、そのサイトによってかなりの違いはあると思いますけれども、今現在使っているふるさと納税の業者、主な、今5者とおっしゃっていましたがけれども、主な、一番多く使われているサイト業者はどこの会社になりますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） お答えします。

さとふるという業者になります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） さとふる、5者とおっしゃっていましたが、さとふるのほかには、あと

4者ありますが、本当はそれぞれの業者に支払っているそのシステム使用料、これらも本当は分かればいいんですけれども、どうなんでしょうかね。さとふる以外の業者といいますと、主なところは。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） お答えします。

さとふる以外ですと、あとふるさとチョイス、楽天、それからふるなび、それとJALふるさと納税です。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

ほとんど、私らも見ているふるさと納税の運用業者に入っていますので、五戸町もそれらを通じて、五戸町にも寄附が入ってくるというふうなことで大変ありがたいことだと思っております。システムについては、私らが独自に開発してやるというふうなことも非常に難しいかなと思いますけれども、これらの業者をうまく活用してふるさと納税が町にいっぱい入ってくるようにしてもらえれば大変ありがたいなと思っておりました。

次に、2つ目ですが、ふるさと納税の件数と寄附金総額が幾らになるかというふうなことで、ちょっと6年度の、今年の、今年度の見込みでお伺いしましたらば、1万4,200件で2億円余りであるというふうなことでありまして非常にありがたいことですよね。そういったことで、寄附金総額については、これは特にどうのこうのというふうなことでございませんので、あくまでも町外に住んでいる方々が五戸町を思って、そして、寄附されたものであるというふうなことで大変ありがたいなと思っております。

次に、3つ目でございますが、当町のふるさと納税の返礼品として使用された物品の主なものはというふうなことで、ちょっとお尋ねしましたが、リンゴが9,890万円余り、8,414件というふうなことでございまして、主なものだけだったんですが、それ以外についてのものは農産物に限らず工業製品に限らずあるかなと思いますけれども、それ以外のあと2つ、3つ、せいぜい挙げてもらえれば大変ありがたいんですが、いかがでございましょうか。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） お答えします。

令和5年度の実績で申し上げます。金額の上位、リンゴ以外、あと4つほど挙げさせていただきます。2番目が町内の業者が作っているキャンプ用品、こちらが金額で1,560万円ほ

どで寄附金額に占める割合は10%ちょっとになっています。3番目が馬肉、こちらが830万、40万弱です、840万弱。4番目が倉石牛、800万弱です。5番目がリンゴジュースで600万円ちょっととなっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

やはり、キャンプ用品が意外と上位に占めているんだなと思ひましてびっくりしたんですけれども、やはりそのキャンプですか、今、はやっていますけれども、それらの関連でこのようになっているのかなと思います。あとは、馬肉とそれから倉石牛ですか、大体800万ちょいで同じぐらいと、次がリンゴジュースだというふうなことから、農産物、畜産物に占める割合が非常に高くなっているのです、これから、そういった関連のところに作っている方、または勤めている方については、これらの数字がこれからの励みになるのではないかなというふうな気がしております。ありがとうございます。

次に、4番目でございますが、4つ目でございます。

寄附金、ただこれも全部五戸町に入ってくるばかりじゃなくて、じゃ、逆に五戸町からよその市町村にふるさと納税をなさっている方々がどれぐらいあるのかなというふうな気がしまして、ちょっとお尋ねしたんですが、312件の865万円余りであるというふうなことでありました。お互いにやり取りして、そこの町で必要な資金を確保できる手段としては、これ非常にいいのかなと思います。

そういったことなんですけれども、そのためにちょっと税収が減るということはちょっとこれ残念な気がしますが、お互いさまでございますから、こればかりは何とも言えないんですけれども、その減少した分についての75%でしたか、これは地方交付税が対象になって、まずは補填してくださるというふうな考え方でいいのかな、これに対してはどうなんでしょう、補填してもらえるとというふうなことで減った分、これは多分金額が確定してから、翌年とかそのあたりに、それに当たる分の金額が、まず町に入ってくるというふうなことで理解してよろしいものでしょうか。そこのところをお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） お答えします。

豊田議員おっしゃるとおりで、確定してから翌年度とかの交付税算定に含まれてきます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

そうすると、そんなに減収しないというふうなことから捉えておりますので、大変ありがたいなと思っております。

次に、最後の5つ目になりますけれども、何かふるさと納税を増加させる施策、これをまず考えているかどうかというふうなことをちょっとお尋ねしたいんですが、何というのかな、ものづくり事業とか、リンゴについてはアップるちゃれんじ事業ですか、これ、このアップるちゃれんじ事業というのは、ちょっともう少し詳しくお伺いしたいんですが、これは農林課かな、お願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 小村農林課長。

○農林課長（小村隆幸君） 質問にお答えいたします。

農林課では、リンゴの農家の支援対策が今までなかったということですので、新規事業を提案して提出して認められております。リンゴは、まずふるさと納税の主力品ということで、理事者、財政課で協議して認めましたので、令和7年度から新規事業を行います。新年度予算にも計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、これはリンゴの収穫量、収入、ふるさと納税など様々なものがアップするということでごのへちゃれんじ、ごのへちゃれんじは平仮名で、アップだけが片仮名ということで、リンゴの収穫とか、あとこれ新植と改植事業があるんですけれども、改植ということでアップデートも兼ねて、ごのへアップるちゃれんじ事業として親しみやすい、今までは固いイメージでしたけれども、親しむそういう名前にしております。これは、国の補助を受けた申請者、前年度に、令和7年度事業でしたら6年度に認められた事業者に対して、国は2分の1の補助をいたします。町はさらに2分の1を出しますので、実際4分の1の補助を事業者の方に補助金としてするものであります。

中身につきましては、大体、新植、改植するには10アール当たり240万円ほど必要なんです、その中の新植と改植で71万円と73万円、また、5年度からこの高密植事業については栽培取れるということで、取れるまで4年間220円の1平米、220円の事業が行われます。

この高密植につきましては、今までの慣行栽培、普通の栽培と違いまして1メートル間隔で行いますので作業効率がいいものと、あとは収穫量が2年目から取れまして5年にはまず5トンか6トン取れるということで、今、これを津軽地方のほうでも推進している事業です。一番いいのは、収穫量、農業所得は1.5倍、2倍になりまして、労働時間が3割減になると

ということで、若い方とか、これからやりたい人のための支援にもなるかと思います。まず、この高密植につきましては、高度な剪定技術が必要ないということが一番のポイントだと思っております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

非常に詳しく具体的に説明していただきまして、本当にありがとうございます。私も、リンゴ農家の端くれでございますので、少し興味を持って取り組んでおりますけれども、今から、今の年からまた植えるとなると、ちょっと厳しい部分もあるんですけれども、誰か知り合いの方にでもどんどん進めてまいりたいなと思っております。

何かやっぱり増加させる施策というのは、ちょっとふと考えたんです、思いつきといえば面白いんですが、鎌倉市と災害協定を結んでおりますよね。お互いのふるさと納税を、まずやり取りするというわけじゃないんですけれども、交換で、鎌倉市の、例えばふるさと納税、鎌倉市に対してふるさと納税をするとか、その逆に鎌倉市にも、これだけお互いにやりませんかというふうなそういったこともこれから考えてもいいのじゃないかなとは思いますが、この辺のところについてはいかがでございましょうか。これ、どなたがお答えいただけますでしょうか。町長ですか。

（「通告外ですよ」と呼ぶ者あり）

○9番（豊田孝夫君） ですか、はい。町長いかがですか。これについては。

○議長（川村浩昭君） 石田総務課長。

○参事・総務課長事務取扱（石田博信君） 御質問にお答えいたします。

午前中の町長の答弁にもありましたとおり、今後、青少年の交流や文化交流のほうを協議しながら進めていければというふうな答弁がありました。そういうふうな中で、そのふるさと納税についても少し話題に触れられればいいかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（川村浩昭君） 豊田議員。

○9番（豊田孝夫君） ありがとうございます。

通告外でございましたけれども、お答えいただきましてありがとうございます。

リンゴ関係とか、そういった果物関係についての比重がすごく高いですね。どこの町村もそうなんです、弘前市が特にリンゴで頑張っている、それから南部町も果物で頑張ってい

るというふうなことなので、うちの町もまず果物関係を、まずメインとしてやっていければいいのかなというふうな気がします。まだまだ、このふるさと納税については開発できる余地もたくさんあると思いますし、お互いに助け合うというふうな精神からいけば非常にこれいい制度じゃないかなと思っております。

様々、ちょっとお話し申し上げましたけれども、そういったことで、町の収入のために、そしてまた産業発展のためにこのふるさと納税の果たす役割、非常に高いものであると私は認識しておりますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） 次に、佐々木喜克議員の発言を許します。

質問方式は一問一答です。

佐々木喜克議員。

〔3番 佐々木喜克君 登壇〕

○3番（佐々木喜克君） 議席番号3番、佐々木喜克です。先に通告いたしました通告書に従いまして、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

質問事項は2点となります。

1点目、五戸町診療所開設奨励金についてであります。

昨年新設された五戸町診療所開設奨励金制度について伺ってきたいと思います。全国的に見ても珍しい制度となっていますが、制度の認知度、周知活動など十分ではないと考えています。

1点目、五戸町診療所開設奨励金制度導入の背景、制度内容及び財源について改めて御説明をお願いします。

2点目、近隣自治体における当該制度の導入状況、また、当町での周知、広報の状況及び相談件数、実績はいかがでしょうか。

3点目、新規診療所が開業した場合、五戸総合病院は新規外来患者数の減少によりさらなる赤字拡大につながる可能性があるかと想像できます。五戸総合病院へ繰入金を充当している現状において、ほかの診療所開設への奨励金交付を行っていくことへの見解を伺ってきたいと思います。

以上、3項目となります。

続いて2点目、合併70周年記念事業であります。

川内村、浅田村の合併の経緯、詳細については、若宮町長の新年の挨拶でも述べられておりましたが、令和7年は昭和の大合併から70年の節目となる記念すべき節目の年に、遠方である鎌倉市との災害時における相互応援に関する協定の締結に至ることができました。3月は、東日本大震災の発生月でもあり、昨年は能登半島地震も発生しています。今後も心配される大規模広域災害を鑑みるに近隣地域以外との連携が重要となっており、本協定は非常に重要で意義のある締結だったのではないかと考えております。

1点目、1月24日に鎌倉市との調印式が行われましたが、協定の目的、内容など改めて御説明願います。

2点目、今後は、遠方だからこそ定期的に鎌倉市との地域間交流が必要と考えますが、交流計画等はあるのか、また、ない場合は作成予定はあるのか伺いたいと思います。

3点目、記念事業として、鎌倉市との災害時における相互応援に関する協定を締結しましたが、その他計画されている記念事業、イベントはあるのか伺ってきたいと思います。

4点目、五戸町は3Sの町と呼ばれております。サッカー、坂、桜肉。もう一度サッカーの町として活気のある町を目指したいと考えております。そういった中、今回御縁を結ぶことができた鎌倉市はJリーグのチームとも協賛、連携協定を締結しております。古くは鎌倉時代から、この五戸町の今昔の歴史を現代に語り継ぐためにも、また、地域間交流として五戸町もぜひ連携協定を締結しチームの合宿誘致を記念事業の一環としたいと思いますが、いかがかの以上4項目となります。御答弁よろしくお願いします。

〔3番 佐々木喜克君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 佐々木喜克議員の質問にお答えします。

まず最初、1項めの五戸町診療所開設奨励金についての1点目、五戸町診療所開設奨励金制度導入の背景、制度内容及び財源について改めて御説明願うについてお答えいたします。

青森県では、地域医療構想に基づき医療機関の機能分化と連携を推進しています。しかし、町内では診療所や歯科診療所の廃業が相次ぎ、令和に入ってから診療所が1件、歯科診療所が2件減少しております。この状況は、住民の医療サービス提供手段の低下を招き地域医療の安定に影響を及ぼしています。そこで、町内に新たな診療所を開設、移転、建て替え、承継する医療機関を支援し地域医療体制の強化を図ることを目的に本奨励制度を導入しました。

次に、制度内容について御説明いたします。

町内に、新たに開設、移転、建て替え、承継した診療所で診療を開始する住所要件等を全て満たす医療機関を対象に、以下の奨励金を交付します。

1 項目、診療奨励金として一般診療所に対し診療開始年度1,000万円、歯科診療所に対しては診療開始年度400万円、いずれも、町内在住、理事長等の場合、2年目から6年目の5年間は一般診療所、各年200万円、歯科診療所、各年80万円を交付いたします。

2 項目、診療加算奨励金として、産科、産婦人科または小児科のうち1つ以上を標榜する場合、2名以上の医師が常勤する場合のいずれか一つまたは両方を満たす場合は、一般診療所については診療開始年度から5年間、各年600万円、歯科診療所については同じく5年間、各年240万円を交付いたします。

3 項目の雇用奨励金として、正規雇用職員数に応じ診療開始年度に限り500万円を上限に交付いたします。具体的な金額は、職種や居住地により異なります。本奨励金制度の財源は、町単独財源により賄われるものであります。

2 点目の近隣自治体における当該類似制度の導入状況は、また、当町での周知、広報の状況及び相談件数、実績はいかがかについてお答えします。

本町の診療所開設奨励金は、全国的にも珍しい取組と捉えており、近隣自治体における類似制度の導入状況や周知、広報の状況、相談件数、実績については、現在、詳細な情報を収集しております。青森県全体では、地域医療構想に基づき病床の機能分化、連携を推進するため、地域医療構想調整会議や地域医療構想推進研修会を開催し医療機関間の協議や情報共有を行っています。しかし、診療所開設を直接支援する奨励金制度に関しては情報が限られているのが現状です。町としては、制度の認知度向上と利用促進を図るため、広報活動を強化し医療関係者への直接的な情報提供など積極的な周知活動を展開してまいります。

3 点目の新規診療所が開業した場合、五戸総合病院は新規外来患者数の減少によりさらなる赤字拡大につながる可能性があるかと想像できる、五戸総合病院へ繰入金を充当している現状において、他の診療所開設への奨励金交付を行っていることへの見解を伺いたいについてお答えいたします。

新規診療所の開設により、総合病院の外来患者数が一時的に減少する可能性はあります。しかし、青森県地域医療構想の目的は医療機関の機能分化と連携を推進し、地域全体で効率的かつ質の高い医療体制を構築することにあります。診療所が初期診療や軽症患者の対応を担い、総合病院が高度な医療や専門的治療に専念することで、医療資源の適切な配分がなされることとなります。また、診療所と総合病院の連携により、患者の適切な医療機関への双

方向の照会が円滑に行われ地域医療全体の質の向上が期待されます。総合病院の経営面においても、外来患者の負担軽減により入院や専門医療に医療資源を集中できるため、結果的に経営効率の改善につながる可能性があります。町としては、総合病院の経営状況を踏まえながら必要に応じて適切な支援策を講じるとともに、診療所と連携強化を維持し持続可能な地域医療体制の確立を目指してまいります。

次に、2 項め、合併70周年記念事業についての御質問の1 点目、1 月24日に鎌倉市との調印式が行われたが、協定の目的、内容など改めて御説明願うの御質問についてお答えいたします。

まず、協定の目的は、鎌倉市、五戸町、いずれかの市町において災害が発生した場合に、被災市町の要請に応え応急対策及び復旧対策について相互に応援するというものになります。

次に、協定の内容については、先ほどの高奥議員への答弁と重複いたしますが、応急、復旧活動に必要な人員の派遣や車両等の提供、資器材や食料、飲料水等の生活必需物資の提供や、児童・生徒の受入れ、ボランティアや被災者に対する住宅のあっせんなどを行うこととしております。

次に、2 点目、今後は遠方だからこそ定期的に鎌倉市との地域間交流が必要と考えるが、交流計画等はあるのか、また、ない場合、作成予定はあるのか伺いたい御質問についてお答えいたします。

現在、鎌倉市との間で交流計画等は作成しておりません。また、鎌倉市と交流計画等の作成についても協議はしておりません。今後、鎌倉市と情報交換などの交流を行っていく中で、こちらも先ほどの高奥議員への答弁と重複となりますが、青少年交流や文化交流などについても意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、3 点目、記念事業として、鎌倉市との災害時における相互応援に関する協定を締結したが、その他計画されている記念事業、イベントはあるのか伺いたい御質問にお答えいたします。

合併70周年記念事業としてのその他計画されている記念事業、イベントはあるのかについてですが、計画しているものはございませんが、現在、上市川地区に農産物直売施設の整備を進めております。今年度は造成工事、令和7年度は建設工事と外構工事、そして令和8年度、早期の開業を目指して取り組んでおります。総じて、この上市川地区の農産物直売施設の建設事業そのものが合併70周年の記念事業として後世に残り伝わっていくものと考えております。

私のほうからは以上です。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 澤田教育長。

○教育委員会教育長（澤田 尚君） それでは、佐々木喜克議員の２項め、合併70周年記念事業についての４点目の、五戸町は３Ｓの町と呼ばれている、サッカー、坂、桜肉。もう一度サッカーの町として活気ある町を目指したいと考える。そういった中、今回御縁を結ぶことができた鎌倉市はＪリーグのチームとも協賛、連携協定を締結している。古くは鎌倉時代から、この五戸町の今昔の歴史を現代に語り継ぐためにも、また、地域間交流として五戸町も連携協定を締結しチームの合宿誘致を記念事業の一環としたいと思うがいかがかについてお答えいたします。

鎌倉市は、Ｊリーグに所属するプロサッカーチーム、湘南ベルマーレのホームタウンとなっておりますが、当町に湘南ベルマーレの合宿キャンプを誘致してはどうかという趣旨かと思えます。

Ｊリーグでは、来年の2026年シーズンから現行の２月開幕を８月開幕へ移行することと決定しております。これに伴い、開幕前の合宿キャンプは６、７月となることから比較的冷涼な地域で行われることが見込まれています。当町も候補地になり得るところですが、来年の2026年は青森国民スポーツ大会サッカー競技が10月にひばり野公園陸上競技場で開催されます。プロサッカーチームの合宿キャンプは、ハードな練習により芝生を傷めることがあると聞いておりますので、本大会まではよりよいピッチコンディションを維持したいため合宿キャンプ誘致は行わないこととしております。

なお、青森国民スポーツ大会終了後はひばり野公園が湘南ベルマーレで求める環境と合致するかが非常に重要になってきますが、実現可能か調査、研究を行います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○３番（佐々木喜克君） 御答弁のほう、まずありがとうございます。

順次、再質問のほうをしていきたいと思います。

まず、１点目の診療所開設奨励金のほうから、まず１項目め、まずちょっと改めていいですか、ちょっと会計、一般財源との御答弁いただいておりますけれども、これは国・県からの補助がないということで改めて聞きたいと思いますが、そういうことでよろしかったでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

これは、町単独の予算でございまして国・県からの補助はありません。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） ありがとうございます。

後の質問にもちょっと係る部分だったので、改めてお聞きしました。

まず、要件にまず一般と歯科として2種類分けているんですけども、この2種類に分けた理由というのはどういった理由があるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の最初にございましたけれども、ここ一、二年で五戸町の医院、歯科医院、それと内科の医院が続けて閉業といいますか、なったわけございまして、医師の確保、それから医療体制の充実を図るために、ぜひこの制度を設計して医療関係者のために交付して医療体制を確立しようとしたものでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 分かりました。ありがとうございます。

私の調べた他県の事例では、一般と歯科と分けなくてクリニック全体としてやっている事例がありました。ほかには、まず小児科と産科にのみ絞ってやっている事例もございました。まず、そういった意味では、まずこれは分けるというよりは、これは全体でクリニック開業という視点だけに捉えたほうが、ちょっと分かりやすいのかなというふうにも思っていました。

この要件の中で、1年目、全ての要件を満たした場合、町からの財政の出動、どの程度になるのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 1年目といいますと、まず診療奨励金がございまして、これは一般のほう、診療所でありまして開始年度だと1,000万円、そして2年目以降6年目までの各5年間ありますけれども、各年200万円の5年ですので1,000万円、初年度だけだと1,000万円、申し訳ございません。歯科のほうですと、開始年度であると400万

円であります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 要件見ますと、ほかにも地元の方を雇用した場合のプラスの奨励金とか様々あって、総合、全部合算したときの予算というか、値段を教えてください。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 済みません、申し訳ございません。

まず、診療奨励金、3つ奨励金がございますが、1つ目が診療奨励金で先ほど申したように一般診療所が開始年度1,000万円、歯科診療所が開始年度が400万円。そして診療加算奨励金というのが2つ目の項目でありまして、これは一般診療所でありまして各年600万円、歯科診療所でありまして240万円。最後に雇用奨励金とありまして、これは初年度、1年度だけの奨励金でございますが、これは人数、職員の数、医師の数、それによって加算するものでございます。ただし、上限は500万円となっております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） では、1年目、最大で1,500万の拠出があるということによろしいですね、まず。

そうなった場合、相当の町の財政の負担になってくるかと思うんですけども、この奨励金の中で、まずどうしてこの給付型の奨励にしたのか。ほかの自治体見ても大体3分の1、半額とかそういった事例が多数あるんですけども、まずどうしてこの給付型になった、経緯とかありましたら教えてください。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） まず、診療奨励金でございますが、この医療法人、一般の診療所でございますが、個人事業主または医療法人理事長が町内に住所を有する場合という条件をつけております。また、同じように歯科診療所も個人事業主または医療法人の理事長が町内に住所を有する場合というふうに、町内に住所を置いてもらうことを条件としております。そして、診療加算奨励金のほうは、産婦人科、産科、小児科のうちの一つを標榜する場合というふうに分けております。最後の雇用奨励金については、医師、歯科医師もこれも町内在住者、もしくは町外在住者であるとこれは対象にはなりません、町内に住所がありますと、医師は、町内在住者医師が町内にいるとこれは奨励金の対象として

おります。同じように、その他の医療職、その他の職員も町内に在住、町外、それも差はつけて町内に在住のほうは金額のほうは高く見ております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） ちょっと私の説明不足で、ちょっと聞きたいことではなかったんですけども、まず端的に申し上げますと、給付型のまずデメリットといいますか、だけ先に申し上げますと、単純に企業努力という点で、それが怠ってくるのではないかという懸念がまず第一にあります。先ほど申し上げましたとおり、行政の負担が大きくなる、それこそ今度は目的外の使用に使われる可能性があるというふうな、まずデメリットはあると思っています。

まず、もちろんメリットとしては最初の起業の負担側のほうが少なく済むというメリットはあるんですけども、私、まず農家で様々な事業を使ったりもするんですけども、大体、まず全額の補助というものはありません、給付型というのは。それこそ、新規就農者でまず給付型とかはあるんですけども、大体、物品の購入であれば最大でも半額の補助とかそういったものが大半であるので、そういうことから見ても、まず給付型というのはちょっとなかなか財政の負担が大き過ぎるのではないかなというふうに考えていました。

そういう点で、答弁のほうをいただきましたかったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） この五戸町診療所開設奨励金というのは、病院の、言い方を変えますと企業誘致、病院の誘致ということを大前提といたしまして、先生方も当然、建てるにはもちろん個人の私財も投じているわけでございまして、それに幾らかでも町が援助して町の医療体制を充実を図るということで、この奨励制度を制度化したものでございます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） それでは、事業の成果の判断基準というのは、本当、おいおいまずやって、行っていくと思うんですけども、その成果の基準というか、監査の体制ですとか、そういったものは何かお考えはありますでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） この制度は、初年度と、さらに向こう2年

から6年度までの最大6年間の事業でございまして、その経過を見るということでもあります。
それと、もちろん病院が存在しているという、そこは一番確認すべきことかと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 分かりました。ありがとうございます。

続いて、2点目のほうに移ってまいりたいと思います。

御答弁の中で相談件数とか実績のほうを、ちょっと聞き漏らしたかもしれないんですけども、ちょっともう一度、御答弁お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 相談件数と実績についてお答えいたします。

まず、相談の件数は2件ございまして、いずれも町内の事業者からとなっております。その内訳は、1件は現在指定診療所として奨励金の対象となっており、残る1件は対象外の事例に係る問合せがあります。なので、2件相談があります。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 今の事業者の詳細というか、先生の実績というか、専攻というか、そういったものは今はお答えできませんでしょうか。答えられる範囲で結構ですので。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

県内の類似制度について、ホームページ等を調査した結果、類似する制度は見当たりませんです。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 今、述べられた相談件数のほう、相談件数の、今、相談に来られた先生の実績といいますか、専攻とか実績がありましたら、詳細、しゃべれましたらお願いします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

まだ、内容のほうはちょっと公表できる段階ではないので控えさせていただきます。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 分かりました。まず、ありがとうございます。

御答弁いただいたとおり、この奨励金、非常に珍しく調べた限り県内ではまず初ではないかと思っております。まず、公表していないものについては分かりませんが、この情報社会、インターネットに、ホームページに公表していないということはやっていないというふうに思っておりますので、まず県内初だと思っております。岩手県ですがやっている町村は3町村、秋田でも2市しかありません。北東北3県98市町村あるんですけれども、その中でも当町入れて6町村しかやっていないという、それぐらい本当に珍しい奨励金となっております。

にもかかわらず、私、ちょっとインターネットで、五戸町の奨励金、開業奨励金等を検索すると、この奨励金の検索のページが出てきません。一番最初に出てくるのが、新聞社の方の記事が一番トップに出てきます。これは、本当に厳しい言い方で申し訳ないんですけれども、これ怠慢だと言われても仕方ないんじゃないのかなと思っています。

年度末、年末の本当に忙しい時期だったかと思うんですけれども、これではちょっとあまりにもお粗末が過ぎるんじゃないのかなと思います。もし、仮に別のページでつくっていたかもしれないんですけれども、まず五戸町のすぐに出てこないということはちょっと分かりづらいところにもあると思うので、それも改善しなければいけないと思いますので、まず、そこをまずページの有無からちょっと御答弁お願いします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 周知の方法がされていなくて大変申し訳ございませんでした。これからは、ホームページ等で周知するように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） そもそも、ページのほうは作成されているんでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 質問にお答えいたします。

ページは作成しておりません。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 分かりました。

では、まずページのほうの作成のほうから、ぜひよろしくをお願いします。

3点目ですが、医療の分化、分散というふうに、まず御答弁いただいたんですけれども、まず事実、市民病院のほうでも新規患者には紹介状のほうを取ってまず分化のほうをしていると思うんですけれども、の意味もあると思うんですけれども、今の答弁では五戸総合病院でも紹介状のほうを、導入は紹介状必須となるような、導入するような御答弁にも捉えられるんですけれども、そういう計画というのはあるんでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 上山総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君） ただいまの質問にお答えします。

五戸総合病院の現状は、初診等に関しまして他の診療所または病院等からの紹介状はない状況でも受診できる状況になっております。これは、病院の規模等によってその紹介状、必要である等がありますので、五戸総合病院の現状からいきますと紹介状なしで診察は受けられるような状況であります。これはしばらく続くと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） まず、御答弁ありがとうございます。

まず、そういう紹介状の導入ないというふうなんですけれども、まず効率化という目的で今回の事業を導入するというふうな一端もあるというふうにおっしゃっていましたが、五戸総合病院にまず一般会計からの繰入を行っていながら、この新規診療所ができた場合に補助金を行っていくのであれば、この制度自体、もう少し改良の余地があるのではないのかなと思っております。

五戸町に関してだけ申し上げれば、新規診療所の補助ではなく五戸の総合病院の常勤医師、来られる医師の方にもう少し補助のほうを厚くするというのも考えがあるのではないかなと思います。また安定した地域医療、既存の診療所の移転、建て替え、経営の経営継続にのみ絞ってそれを補助していくほうがちょっといいのではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 質問にお答えいたします。

この制度は、今年度の8月に制度化して同日から施行しているものでございまして、まだ1年たっていませんし、もう少し様子も見たいと思っております。佐々木議員のおっしゃるその内容の検討、その辺も考慮しながらさらにどのようにしたらいいか、その辺も1年の様子を見ながら検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） まず、全国的に見てもなかなか珍しい奨励なので、立案には本当に非常に苦勞をされ苦慮されたことは本当に想像に難しくないと思います。ですけれども、もう一度ちょっと手探りになろうかとは思いますが、状況を観察しながら周りの状況も見ながら、もう一度制度の中身のほうを検討していったらいいのではないかなと思っておりました。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 佐々木議員の御意見、一生懸命考えておられるなということで、ありがとうございます。

五戸総合病院にも割かし支援しています。そういつて、またこういう新しいクリニックもちゃんと誘致して、五戸町で商売してもらうようにしてというようなことなんです、根本的なことはやはり町民皆さんの安心な暮らしを、何ですか、支援に守りたいというところから、この制度といいますか奨励金というのを考えさせてもらいまして、やはりお医者さんが廃業して、立て続けに内科の先生とか歯医者さん、廃業されたときには、本当にお医者さんがいない町というのは本当に大変だなということなんですよね。

すぐ近くで話を聞いてくれるお医者さんが身近にいなくなるということを危惧して、こういう制度を考えてみたんですが、もちろん五戸総合病院とその他の民間のクリニックと連携プレーとか様々必要なのは必要なんですけれども、まずこの奨励金は五戸町の住民の皆様に安心を与える事業という一つ、病院もきちっと経営していますし、そっちの医院の方々にも五戸町できちっと経営していただいて、五戸の町民の健康を守っていただきたいという思いから制度を考えさせてもらいましたので、こちら直すところは直しますし進めるところは進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 上山総合病院事務局長。

○総合病院事務局長（上山貴久君） 済みません、先ほど答弁いたしましたことについてちょっと追加説明をさせていただきます。

先ほど紹介状の件ですが、診療内容だったり治療内容についての紹介状等はもちろん五戸総合病院の先生たちにとっては必要な内容になっております。ただ、その紹介状がないがためにプラスアルファの手数料の料金を発生して、初診どうこうというそのこの部分の初診の手数料は五戸総合病院はないままでやっていきますという内容になりますので、追加説明です。

よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） 町長の熱い思い、まずしかと受け止めましたので、であれば本当に、ちょっと戻りますけれども、ホームページも作成していない、広報がしっかりとされていないというふうに思っていましたので、ぜひそこをしっかりと、広報をしっかり行っていただきたいと思います。

では、次に移りましてちょっと次の合併70周年事業のほうについて伺ってまいりたいと思います。

1項目め、2項目めに関しましては、まず先ほどの高奥議員との内容かぶりますので、私のほうからは簡単に、協定の締結だけにとどまらず、幅広い交流のほうを計画、実行されていきますよう私からもお願いしたいと思います。

3項目めに関しましては、少し4項目めとかぶりますので一緒に伺っていききたいと思います。

まず、合併範囲が広くて昨年の倉石地区のようなイベントはなかなか難しいのかなというふうには思っていましたので、まず、イベント自体はちょっと仕方のないことなのかなというふうにも考えております。

ですので、次の4項目めの提案というふうになってくるんですけども、まず詳しい方、御存じかもしれないんですけども、Jリーグのシーズン移行というものが2026年、御答弁ありましたけれども始まります。あと、分かりやすいかなと思って資料のほうを、私、簡単にですけども作ってまいりましたのでちょっと表示できますでしょうか。

まず、手元のほうの資料、行っていると思うんですけども、まず今年の25年ですけども、まず2月に開幕して12月で終わります。来年の26年なんですけれども、これは移行期となりまして2月の開幕からの5月の一度閉幕して、6、7月がシーズンオフとなつて8月に開幕となり、まず10月に国スポのほう、国スポがありまして12月で一旦、一時中断します。27年に変わります、12月の末から2月までウインターブレイクとなりまして、2月、また開催されます。5月閉幕の26年、27年のシーズンが終わります。6、7月、またシーズンオフ入りまして8月から27年、28年のシーズンが始まります。これが、今、私が申し上げましたこの合宿の誘致の件と関わってくるんですけども、この6月、7月の部分において合宿の、Jリーグの誘致を行っていただきたいなというふうに考えておりました。

この、まず御答弁の中で芝生がちょっと傷みやすいという話でしたけれども、6、7月と

いうまず2か月あって、8、9と2か月あるんですけれども、それでもやはり芝生というのは2か月では回復しないものなのではないでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（川村浩昭君） 櫻井教育課長。

○教育委員会教育課長（櫻井篤史君） ただいまの御質問にお答えいたします。

その使用した後の芝生の傷み具合とかの状況によるので、何とも申し上げられないんですが、痛みがすごいと何か月もかかりますし天候とかにもよりますので、ちょっと時期、期間はちょっと申し上げられない状況です。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） まず、大事な国スポが後に控えているということで、まずあまり冒険はできないのかなというふうに考えました。

まず、現在、誘致表明しているところですが、青森県ではまず青森市が誘致の表明を行っております。八戸市が、まず関係団体と協議、検討中ということになっております。十和田市、弘前市が情報収集中となっております。こういったシーズン移行のJリーグの背景、鎌倉市との御縁、サッカー強豪校の野辺地西校の移転、まず誘致に成功をすれば必ず交流ができると思います。それは高校にとって最大のサポートになるのではないのかなと思います。

さらに、天然芝、この天然芝のサッカー場というのは県内でも本当に数える程度しかなくて、五戸町のひばり野公園というのは非常に希少なサッカー場になっております。また、雨に際しましても隣に隣接した五戸ドーム持っていますので、まずひばり野公園の利活用、長期計画であるまち・ひと・しごと創生戦略ではうたっております。私には、こういった条件全てが五戸町にもう誘致しろと言っているものだと思っております。

確かに、グラウンドの関係上、国スポの関係上、26年の誘致というのはまず難しいとは思いますが、ぜひそれ終わり次第、誘致の表明をしていただき本格移行の27年からはすぐに誘致できるように、今から準備して表明と情報収集等の準備をぜひしていただきたいと思います。

地元のヴァンラーレ八戸ですが、1月に沖縄のほうに合宿のほうに行っております。そこで、ほかのJリーグのチームとの練習試合、それこそ黒田監督率いるチームとも練習試合しております。

そして、その地元の地域なんですけれども、そこはちょっと野球が盛んなところだったら

しいんですけれども、その誘致が成功して以来、サッカーの人口も裾野が広がったというふうにおっしゃっておいりました。地元との交流、サッカー人口の拡大、そして経済効果も沖縄県自体、県全体としてまず二十数億円の経済効果があったというふうにおっしゃっておいりました。残念なことに、サッカーの町と言われているこの五戸町ですけれども、だんだんと過去の話になって、なりつつあるのではないのかなというふうに悲しいですがそう思っております。

昨年、私、同級生なんですけれども、ヴァンラーレ八戸にいた新井山祥智選手、昨年引退されました。五戸町の出身の選手がだんだんと少なくなってきて悲しくなっていますので、そうさせないためにも、もう一度裾野を広げる活動というのを行っていただいて、3Sという町をもう一度胸を張って、こういう町なんだよというふうに言える町にさせていただきたいなと思っております。

まず、いろいろと話申しましたけれども、まず相手方のある話ですので当町だけではなかなか難しいものがあるかもしれませんが、若宮町長とは一緒にサッカー観戦した仲ですので、ぜひあのときの試合の熱量とにぎわい、ぜひひばり野で体感したいと思いますので、ぜひ誘致活動のほうを力を入れてみてはいかかでしょうか。

○議長（川村浩昭君） 若宮町長。

○町長（若宮佳一君） 佐々木議員の五戸町におけるサッカーへの思い、お聞きさせていただきました。鎌倉との縁で、いろいろＪリーグのチームの誘致とかという話でございますが、まず、令和9年4月に野辺地西高校をきちっとあそこにぴしっと安定させるといいますか、そこを開業させるのがまず最大値の目標かなと思っていまして、そこをしながら、そういうしながらまたＪリーグのほうを、様々な地域の誘致活動とか高校の誘致を決めてからきちっとスタートさせてから、一遍に全部、全部という、なかなか集中できなくて分散してしまう可能性もあるんですけれども、並行しながらでも少しずつ前に進めていきたいなと思っていまして、皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 佐々木議員。

○3番（佐々木喜克君） ぜひ、町長自ら現地のほうに赴いて誘致活動のほうを力入れていただきたいなと思います。

これで一般質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川村浩昭君） これをもって、「一般質問について」を終結いたします。

○議長（川村浩昭君） 明11日は議案調査等のため休会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、明11日は休会とすることに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

来る12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時36分 散会

議 事 日 程 第 3 号

令和7年3月12日（水曜日）午前10時開議

第 1 議案第22号から議案第29号まで

(質疑、委員会付託省略、討論、採決)

第 2 議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで

(総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託)

○ 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第22号から議案第29号まで

(質疑、委員会付託省略、討論、採決)

日程第 2 議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで

(総括質疑、常任委員会及び予算特別委員会付託)

○ 出席議員 14名

議 長 川 村 浩 昭 君

副 議 長 松 山 泰 治 君

3 番 佐々木 喜 克 君

4 番 高 奥 浩 明 君

5 番 柏 田 匡 智 君

6 番 川 崎 七 洋 君

7 番 鈴 木 隆 也 君

8 番 大久保 和 夫 君

9 番 豊 田 孝 夫 君

10 番 大 沢 義 之 君

11 番 尾 形 裕 之 君

12 番 中川原 賢 治 君

13 番 三 浦 專治郎 君

14 番 三 浦 俊 哉 君

○ 欠席議員 な し

○ 事務局出席職員氏名

事 務 局 長 赤 坂 和 浩 君 主

査 石 渡 一 哉 君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若 宮 佳 一 君	副 町 長	大久保 均 君
参事・総務課長 参事 務 取 扱	石 田 博 信 君	参事・総合政策課長 参事 務 取 扱	手倉森 崇 君
総 合 政 策 課 長 政 策 調 整 室 長	中 里 誠 君	参事・財政課長 参事 務 取 扱	竹 洞 晴 生 君
税 務 課 長	小野寺 克 仁 君	福 祉 課 長	赤 坂 哲 也 君
介 護 支 援 課 長	佐々木 衛 君	参事・健康増進課長 参事 務 取 扱	川 村 豊 君
参事・住民課長 参事 務 取 扱	志 村 要 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
参事・建設整備課長 参事 務 取 扱	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 参事 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教 育 委 員 会			
教 育 長	澤 田 尚 君	教 育 課 長	櫻 井 篤 史 君
農 業 委 員 会			
会 長	岩 井 壽美雄 君	事 務 局 次 長	大 沢 直 明 君
選挙管理委員会			
委 員 長	根 岸 英 治 君		
代表監査委員	前 田 一 馬 君		

午前１０時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○議長（川村浩昭君） 日程第１「議案第22号から議案第29号まで」の８件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三浦専治郎議員。

○１３番（三浦専治郎君） 議案第22号の補正予算についての18款、17ページ、繰入金というのがございますけれども、この中で財政調整基金繰入金、これが１億三千三百何万か減額になっているんです。この理由と、どういう科目に使わなくてこういうふうに減額になったのか、それから当初予算が幾らだったのか教えてください。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） ただいまの質問にお答えします。

まず、補正予算で財政調整基金繰入金が減額になった理由でございますけれども、まず今回の補正で、地方交付税の追加交付分１億2,200万円ほど計上しております。あとは、一番大きい理由というのが、地方交付税の増額によって財政調整基金からの繰入がその分少なくて済むようになったということで、この地方交付税につきましては一般財源に充てておりますので、追加交付の理由というのは、臨時経済対策費とか、給与改定費、あと臨時財政対策債の償還基金費として追加になっております。

この分、臨財債への償還基金分、償還費に充てる分としては、これは減債基金のほうに積立させていただきますけれども、あとの部分、名目はありますけれども、特にここに充当、その事業に充てたと限定はされておきませんので、まず一般財源として全体的にその分、財源が増えたということになります。

済みません、もう１点が……

○議長（川村浩昭君） 三浦専治郎議員、当初予算は……６年度ね。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） ６年度の当初の財調からの繰入ということですね。

６年度当初は、２億7,000万円を計上しておりました。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 三浦専治郎議員。

○13番（三浦専治郎君） そうすると、今、減額になって、大体6年度はもうこれで落ち着いたということだと思うんですけども、4億二千五百何がしかがまず崩したい、崩れるということですよ、まだ決算じゃない、終わっていないから。当初予算が2億7,000万ということは、これからいろんな事業があるわけですよ。

まず、一番大変なのが病院だと思うんですよ。病院に結構繰り出していかなきゃいけないということでしょう。

それから、中学校の校舎の建て替え、小学校に言わせれば、これは改修になるかもしれない、新築になればこれも大変なことです。それと、めじろ押しなんです、旧五戸高校の校舎の、これも改修ですよ、恐らく。

それから、バ・オールという産直施設でしょう。

あと1つは、私も今、十和田広域の議員になっているんですけども、十和田広域では焼却炉を新しくすること、この間、突然ではない、恐らく町長は知っていると思うんですけども、改修に、五戸町の負担はというと13億5,000万ぐらいなんです。このままでは収まらないと思います。恐らく、これから9年、10年かかっていくわけですから。

そこで、6年度の年度末は、大体18億6,300万くらいになりますよね。これ、結構減ってきているんですよ。一番少ないときで、平成20年ですよ。このときの財政調整基金が3,300万しかなかったんです。

（「平成19年だ」と呼ぶ者あり）

○13番（三浦専治郎君） これでは20年になっているんです。

令和4年が一番多く、27億9,700万になっている。これから、どんどん一気に下っているわけですよ。

令和7年度にちょっと入っていきますけれども、予算が27億という繰入になっているんですよ。これでは、6年度の今までの経過を見ると、到底2億7,000万で収まりそうにもないと思うんですよ。その辺は財政としていかが、見方を教えていただけますか。

○議長（川村浩昭君） 竹洞財政課長。

○参事・財政課長事務取扱（竹洞晴生君） お答えします。

近年の財調からの繰入れ状況、あと財政調整基金の残高等を見ておきますと、かなり財政状況は厳しいと考えております。ですので、現在のペースで、令和6年度だとこれまで3月補正、今回の補正までの段階で4億2,500万円ほど財調を取り崩しております。ですので、

このペースでいきますと、あと三、四年で財調基金、底をついてしまうというペースですので、今後、事業計画等を見直していくとか、あと事業会計への繰り出しについてもちょっと抜本的に考え直していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 副町長。

○副町長（大久保 均君） 私のほうからも、今、財政課長が述べました答弁に補足させていただきます。

今、三浦議員さんが質問しているとおり、財調が非常に厳しい状況には変わりはありません。先ほど、平成20年の基金等もおっしゃってございましたけれども、当時は歳入の交付税が合併したときの算定替えてどんどん伸びてきた時期でもありました。そして、あとは合併特例債とか、そういう歳入、歳出より歳入が多かった時代でありまして、確かに財調が三千万ちょっとしかなかったんですけれども、次の年にはもう積立てしまして3億になっております、どんどん伸びてきております。そういう経済情勢というか、合併に伴うそういう効果が表れてきた時代でもありました。

確かに令和4年に財調が28億まで来ましたが、その後いろんな事業等を行いまして、現在は18億しかない。7年度の予算編成に当たり取崩ししておりまして、15億ちょっと。これも大きな要因は病院の会計です。毎年、当時は病院が大体7億から8億、多い時で10億ぐらいでしたけれども、令和5年では11億等を病院に繰り出しされておまして、それが大きな要因ではないかなと思っております。

さっき言いましたように、今後、大型事業が控えております。五戸中学校の問題、産直の問題、あと先ほど言いました五戸高校の問題、これはまだ全然数値等は一切つかんでおりませんので未知数でありますけど、それらを検討しますと、非常に厳しい状況でありますので、やっぱり予算編成においては厳しく査定して、財調が、よく自治体では基本、財政需要額の大体2割程度見ていなきゃいけないというふうなことを言われております。五戸町は六十二、三億ですので、十二、三億以上、15億程度以上持つておかないと、財政が非常に厳しいと。要するに、突発的な災害等が起きたときに、繰り出しする資金がないということになりますので、災害対応等できない状況になりますので、やっぱり10億以上の財調を持っていかなきゃならないと思っておりますので、財政課長が8年、9年、10年ころには財調がなくなる可能性、今の状況でいきますと、そうならないためにはどうするかというのを我々事務当局も検討していかなきゃならないかなと思っております。

それと、一番の大きな問題は、今、物価高で、いろんな資材及び電気料金、油がどんどん上がっております。それと、職員の給料も毎年、人事委員会勧告で上がっておりますので、それらを賄うくらいの財政の収入があればいいんですけれども、逆に町民税含めてどんどん落ちてきていると。交付税もどうなるか分からない状況ですので、やっぱりこれは本当に、もう役場当局はじめ議員の皆さんにもお願いしたいんですけれども、それを踏まえて財政を検討していきたいと思っております。そうならないためにどうするかということを、本当にもう真剣に考えていかないと、これは五戸町だけじゃなくて、ほかの自治体もそういうふうな状況にありますということを考えながら財政運営を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○議長（川村浩昭君） 三浦専治郎議員。

○13番（三浦専治郎君） 財政のほうで、今、副町長が詳しく述べられました。まあ、そのとおりだと思うんですよ。これ、お金を使うなということじゃありませんので。何もいいんですよ、もう二十何億もあったんですから。使っていいんですよ。

ただ、やっぱり財政課長も副町長もおっしゃいましたように、やっぱり中長期的な考え方を持っていないと、いざというときに、災害であれ何であれ、起きたときに組めない可能性というのが、これがなかったら組めない可能性というのが十分出てくると思うんですよ。

財政課長、副町長もおっしゃいましたけれども、どのくらいの規模が適正なのかということのをちょっと調べてみましたら、やっぱり予算規模の10%、要するに105億ぐらいですか、今、7年度になりますと。そうするとやっぱり10億くらいは持っていないといけないんですよということなんです。だから大いに使って結構です、残っていたってどうしようもないというんじゃない。やはり町民に使って、安心安全なまちづくりをしていったほうが、私はいいと思うんですよ。ただ、計画的にやっていただきたいということだけです。

以上です。

○議長（川村浩昭君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第22号から議案第29号まで」の8件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第22号から議案第29号まで」の8件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議案第22号から議案第29号まで」の8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第22号から議案第29号まで」の8件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第22号から議案第29号まで」の8件は、原案のとおり可決されました。

○議長（川村浩昭君） 日程第2「議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第30号から議案第38号まで」の令和7年度五戸町一般会計予算、令和7年度五戸町特別会計予算及び令和7年度事業会計予算については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第30号から議案第38号まで」の令和7年度五戸町一般会計予算、令和7年度五戸町特別会計予算及び令和7年度事業会計予算については、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、この席上から口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議散会后、直ちに本会場において開催いたしますから御了承願います。

次に、ただいま議題となっております議案のうち、「議案第5号から議案第21号まで」の17件は、お手元に配付いたしております「議案付託表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） お諮りいたします。

明13日から16日は、議案調査等のため休会といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、明13日から16日は休会とすることに決定しました。

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

来る3月17日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時20分 散会

議 事 日 程 第4号

令和7年3月17日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第 2 議案第39号 工事請負契約の締結について
(歴史みらいパーク噴水広場改修工事)
議案第40号 工事請負契約の一部変更について
(産直施設用地造成工事)
議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について
(町長提出、提案理由説明)
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 3 議会案第1号 五戸町議会会議規則の一部を改正する規則案
(中川原賢治議員 外5名提出、提案理由説明)
(質疑、委員会付託省略、討論、採決)
- 第 4 議員派遣の件について

○ 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第39号 工事請負契約の締結について
(歴史みらいパーク噴水広場改修工事)
議案第40号 工事請負契約の一部変更について
(産直施設用造成工事)
議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第43号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について

(町長提出、提案理由説明)

(質疑、委員会付託省略、討論、採決)

日程第3 議会案第1号 五戸町議会会議規則の一部を改正する規則案

(中川原賢治議員 外5名提出、提案理由説明)

(質疑、委員会付託省略、討論、採決)

日程第4 議員派遣の件について

○ 出席議員 13名

議長	川村浩昭君	副議長	松山泰治君
3番	佐々木喜克君	4番	高奥浩明君
5番	柏田匡智君	6番	川崎七洋君
7番	鈴木隆也君	9番	豊田孝夫君
10番	大沢義之君	11番	尾形裕之君
12番	中川原賢治君	13番	三浦專治郎君
14番	三浦俊哉君		

○ 欠席議員 1名

8番 大久保和夫君

○ 事務局出席職員氏名

事務局 局長 赤坂和浩君 主 査 石渡一哉君

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	若宮佳一君	副町長	大久保均君
参事・総務課長 参事 務 取 扱	石田博信君	参事・総合政策課長 参事 務 取 扱	手倉森崇君
総合政策課 政策調整室 長	中里誠君	参事・財政課長 参事 務 取 扱	竹洞晴生君

税 務 課 長	小野寺 克 仁 君	福 祉 課 長	赤 坂 哲 也 君
介 護 支 援 課 長	佐々木 衛 君	参事・健康増進課長 事 務 取 扱	川 村 豊 君
参事・住民課長 事 務 取 扱	志 村 要 君	農 林 課 長	小 村 隆 幸 君
参事・建設整備課長 事 務 取 扱	小保内 一 典 君	参事・都市計画課長 事 務 取 扱	高 谷 忠 憲 君
会 計 管 理 者	赤 坂 真 弓 君	総合病院事務局長	上 山 貴 久 君
教 育 委 員 会		教 育 課 長	櫻 井 篤 史 君
教 育 長	澤 田 尚 君		
農 業 委 員 会			
会 長	岩 井 壽美雄 君		
選挙管理委員会			
委 員 長	根 岸 英 治 君		
代表監査委員	前 田 一 馬 君		

午前１０時 開議

○議長（川村浩昭君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付いたしたとおりであります。

「諸般の報告」はお手元に配付いたしておりますから、朗読は省略させていただきます。

〔諸般の報告（２１） 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 日程第１「議案第５号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件を一括して議題といたします。

各委員長から、委員会における審査の経過及び結果について、順次報告を求めます。

予算特別委員会委員長の久保和夫議員は本日欠席となっておりますので、予算特別委員会副委員長の川崎七洋議員から報告をお願いします。

川崎七洋議員。

〔予算特別委員会副委員長 川崎七洋君 登壇〕

○予算特別副委員長（川崎七洋君） 予算特別委員会副委員長、川崎七洋でございます。

予算審議結果を御報告いたします。

予算特別委員会に付託されました「議案第30号から議案第38号まで」の令和７年度五戸町一般会計予算、各特別会計予算及び各事業会計予算の９件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、議員全員の構成による本委員会ですので、御承知のことから申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第30号から議案第38号まで」の９件は、原案のとおり可決されました。

以上、御報告いたします。

〔予算特別委員会副委員長 川崎七洋君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 次に、総務常任委員会委員長、豊田孝夫議員。

〔総務常任委員会委員長 豊田孝夫君 登壇〕

○総務常任委員長（豊田孝夫君） 総務常任委員長の豊田孝夫でございます。

付託されました議案審査報告をいたします。

総務常任委員会に付託されました「議案第５号から議案第９号及び議案第11号から議案第

13号並びに議案第20号から議案第21号まで」の10件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第5号から議案第9号及び議案第11号から議案第13号並びに議案第20号から議案第21号まで」の10件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

〔総務常任委員会委員長 豊田孝夫君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 次に、経済常任委員会委員長の久保和夫議員は本日欠席となっておりますので、経済常任委員会副委員長の三浦専治郎議員から報告をお願いします。

三浦専治郎議員。

〔経済常任委員会副委員長 三浦専治郎君 登壇〕

○経済常任副委員長（三浦専治郎君） 経済常任委員会に付託されました「議案第10号」の1件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第10号」の1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、御報告を終わります。

〔経済常任委員会副委員長 三浦専治郎君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 次に、民生常任委員会委員長、鈴木隆也議員。

〔民生常任委員会委員長 鈴木隆也君 登壇〕

○民生常任委員長（鈴木隆也君） 民生常任委員長の鈴木でございます。

民生常任委員会に付託されました「議案第14号から議案第19号まで」の6件につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査の経過につきましては、特に申し上げることもなく、その結果につきましては、お手元に配付されております「委員会審査報告書」のとおりでありまして、「議案第14号から議案第19号まで」の6件は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上、御報告を終わります。

〔民生常任委員会委員長 鈴木隆也君 降壇〕

〔委員会審査報告書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件を一括して採決いたします。

「議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

「議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第5号から議案第21号まで及び議案第30号から議案第38号まで」の26件は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第2「議案第39号 工事請負契約の締結について及び議案第40号 工事請負契約の一部変更について並びに議案第41号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第42号から議案第44号 人権擁護委員の候補者の推薦について」の6件を一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 議案第39号は、工事請負契約の締結についてであります。

歴史みらいパーク噴水広場改修工事に当たり、指名競争入札の結果、株式会社東北産業と5,346万円で工事請負契約を締結するものであります。

議案第40号は、工事請負契約の一部変更についてであります。

令和6年8月19日の第6回臨時会において可決された産直施設用地造成工事に関して、一部設計内容に変更が生じたことから、契約額を改めるため提案するものであります。

議案第41号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

令和7年3月21日任期満了となる固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の同意が必要なことから提案するものであります。

議案第42号から議案第44号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

令和7年6月30日任期満了となる人権擁護委員について、法務大臣に対し候補者を推薦するに当たり、議会の意見を聞く必要があることから提案するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 議案第40号について質問させていただきます。

産直施設用地造成工事に一部設計内容の変更が生じ、契約額を改めるということでしたが、どのような設計の変更がなされたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） 質問にお答えいたします。

この工事について、まず土の量の変化があったということと、そして工期を考えまして、のり面の工事を除いたということでございます。理由は、土の入る時期が、これは県から頂く土でしたけれども、その入る時期が当初考えていたよりも遅くなりましたので、のり面の工事でも今回の工事からは除いたということでございます。

さらに、土の搬入について、県のほうからも、交通誘導員の設置、そしてダンプ、トラックで運搬するものですから敷き鉄板の設置、それを県のほうからもお願いされまして、その辺を加味しまして、最終的には減額となりましたけれども、以上の4点が変更の理由でござ

います。

以上です。

○議長（川村浩昭君） 鈴木隆也議員。

○7番（鈴木隆也君） 土の搬入する量が足りなかったということで工期に間に合わず、のり面の工事が削除された、その分減額されたというご説明だったかと思います。

令和8年度の早々に産直施設をオープンさせるには、しっかりと計画された、また裏のある、裏のしっかり取れた計画を積んでいかなければならない、そしてまた粛々とその工事を実施していかなければならないと思いますけれども、土の搬入につきましては、明確な時期、そして十分な量が搬入されるという見通しが立っているのか、そのことについて工期がまた遅れていくという懸念はないのか、どのようにその辺お考えか教えていただきたいと思います。

○議長（川村浩昭君） 手倉森総合政策課長。

○参事・総合政策課長事務取扱（手倉森 崇君） ただいまの質問にお答えいたします。

土の量については、再度、新年度も土の購入、外構工事も考えておりますので、今のところ年度内に完成する予定で、令和7年度は進める予定でございます。

○議長（川村浩昭君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議案第39号から議案第44号」の6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第39号から議案第44号」の6件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議案第39号から議案第44号」の6件を区分して採決いたします。

お諮りいたします。

「議案第39号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第39号」は、原案のとおり可決されました。

次に「議案第40号」は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第40号」は、原案のとおり可決されました。

次に「議案第41号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第41号」は、これに同意することに決定いたしました。

次に「議案第42号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第42号」は、これに同意することに決定いたしました。

次に「議案第43号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第43号」は、これに同意することに決定いたしました。

次に「議案第44号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議案第44号」は、これに同意することに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第3「議会案第1号 五戸町議会会議規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

「議会案第1号」について、提出者を代表して松山泰治議員から提案理由の説明を求めま

す。

松山泰治議員。

〔２番 松山泰治君 登壇〕

○２番（松山泰治君） ただいま議題となりました「議会案第１号 五戸町議会会議規則の一部を改正する規則案」について提案理由を説明いたします。

五戸町議会で作成している会議録の配付について、タブレット端末を活用し、データ掲載による方法も取り入れることとするために必要となる議会会議規則を改正するために、本案を提出するものであります。

以上、提出議案についての説明を申し上げましたが、審議の上、原案のとおり決定くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

〔２番 松山泰治君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております「議会案第１号」については、会議規則第39条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第１号」については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 討論なしと認めます。

これより「議会案第１号」を採決いたします。

お諮りいたします。

「議会案第１号」は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議会案第1号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（川村浩昭君） 日程第4「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております「議員派遣の件について」は、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、「議員派遣の件について」は、そのとおり決定いたしました。

〔議員派遣の件について 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 次に、総務、経済、民生、広報の各常任委員長及び議会運営委員長から、目下、委員会において調査中及び審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、それぞれお手元に配付いたしました「申出書」のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

総務、経済、民生、広報各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（川村浩昭君） 異議なしと認めます。

よって、総務、経済、民生、広報各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査及び継続審査に付することに決定いたしました。

〔閉会中継続調査申出書 巻末掲載〕

○議長（川村浩昭君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

町長からの御挨拶があります。

若宮町長。

〔町長 若宮佳一君 登壇〕

○町長（若宮佳一君） 五戸町議会第10回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

今定例会に提出いたしました令和7年度一般会計当初予算をはじめとする諸議案につきまして、慎重なる御審議をいただきました結果、いずれも原案のとおり御決定を賜りまして、ありがとうございました。予算執行に当たっては、万全を期してまいります。

ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルや周辺国のパレスチナ紛争など長引く戦争により、燃料や飼料、資材等の高値が続き、円安傾向も収まりません。そういった状況の中、アメリカでは第2次トランプ政権が発足し、世界の戦争を止めさせると意気込んでおりますが、貿易赤字を解消するため、西側諸国へも関税率を上げるなどの報道がなされ、新たな貿易戦争を生み出しかねない状況をつくっています。

令和7年度始まりますが、いかなる状況に置かれても、町民皆様の安心な暮らしと命、健康を守るために、誠心誠意、努力を続けてまいりますので、議員各位の御指導、御鞭撻をよろしくお願いを申し上げます。

以上申し上げます、お礼の挨拶といたします。

大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〔町長 若宮佳一君 降壇〕

○議長（川村浩昭君） これにて、五戸町議会第10回定例会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

五戸町議会議長 川 村 浩 昭

会議録署名議員 川 崎 七 洋

会議録署名議員 鈴 木 隆 也

会議録署名議員 豊 田 孝 夫